

議 事 日 程 (第 4 号)

令和2年9月17日(木曜日) 午前10時 開議(決算審査特別委員会)

日程第 1 ※決算審査特別委員会

- 議第60号 令和元年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
認第 1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
認第 2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認第 3号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認第 4号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認第 5号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
認第 6号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認第 7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|-----|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 本 | 間 | 知 | 広 | 君 | 2番 | 那 | 須 | 正 | 幸 | 君 | |
| 3番 | 佐 | 藤 | 俊 | 太 | 郎 | 君 | 4番 | 佐 | 藤 | 光 | 保 | 君 |
| 5番 | 齋 | 藤 | | 武 | 君 | 6番 | 松 | 永 | 裕 | 美 | 君 | |
| 7番 | 菅 | 原 | 和 | 幸 | 君 | 8番 | 赤 | 塚 | 英 | 一 | 君 | |
| 9番 | 阿 | 部 | 満 | 吉 | 君 | 10番 | 高 | 橋 | 冠 | 治 | 君 | |
| 11番 | 斎 | 藤 | 弥 | 志 | 夫 | 君 | | | | | | |

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長 | 時 田 博 機 君 | 副 町 長 | 本 宮 茂 樹 君 |
| 総 務 課 長 | 堀 修 君 | 企 画 課 長 | 高 橋 務 君 |
| 産 業 課 長 | 佐 藤 啓 之 君 | 地 域 生 活 課 長 | 畠 中 良 一 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 中 川 三 彦 君 | 町 民 課 長 | 高 橋 晃 弘 君 |
| 会 計 管 理 者 会 | 佐 藤 光 弥 君 | 教 育 長 | 那 須 栄 一 君 |
| 教 育 委 員 会 | 高 橋 善 之 君 | 農 業 委 員 会 会 長 | 佐 藤 充 君 |
| 教 育 課 長 | | 選 挙 管 理 委 員 会 会 長 | |
| 農 業 委 員 会 会 長 代 理 | 伊 原 ひとみ 君 | 委 員 | 石 垣 ヒロ子 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 金 野 周 悦 君 | | |

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 エ リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

決算審査特別委員会

委員長（菅原和幸君） おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（菅原和幸君） 9月11日の本会議において、決算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分不慣れでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

また、佐藤充農業委員会会長が所用により午後から欠席のため、伊原ひとみ会長代理が出席しますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、認第1号 令和元年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第2号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第3号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第4号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、

認第5号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第6号 令和元年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第7号 令和元年度遊佐町水道事業会計決算、以上7件であります。

お諮りいたします。7件を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) 異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

決算審査の質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに審査に入ります。

1番、本間知広委員。

- 1番(本間知広君) おはようございます。それでは、早速私のほうから質疑をさせていただきます。一般会計の歳出になります。決算事項別明細書41ページ、項1社会福祉費、目1社会福祉費の節13委託料810万6,718円がこれ支出済みということになっておりまして、その中に説明の一番、次のページになりますけれども、42ページの一番下、生活困窮者相談事業委託料198万5,000円というふうに載っております。委託料の昨年度の支出済額が615万7,135円でございます。ざっくりであります。ほぼほぼこの部分が増えたのかなというふうに考えるわけでありまして、こちらのほうの事業内容の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長(菅原和幸君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

生活困窮者相談事業委託料198万5,000円であります。この事業は、令和元年度から新たに行った事業でありまして、社会福祉協議会のほうに委託をして、生活困窮者の相談を受け付ける相談員を2名体制ということで実施をしたところでございます。年間の実績としては相談された方が30名、延べ241回の相談支援を行っているということであります。生活困窮からくる新規の援助でありますとか将来への不安など、様々な相談が寄せられているということでございます。

委員長(菅原和幸君) 1番、本間知広委員。

- 1番(本間知広君) 令和元年度からの新しい事業という説明でありました。年間約30名、要はその30名の方が複数回といいますか、延べでいえば240回相談があったということでありますので、大体その30名の方が複数回相談したという認識でよろしいでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

おっしゃるとおりでございます。一、二回程度の相談だけという方もいらっしゃれば、一番多い方で40回ぐらい相談したという方もいらっしゃいます。

委員長(菅原和幸君) 1番、本間知広委員。

- 1番(本間知広君) 相談の内容、答弁ございました。結構ストライクゾーンが広いなという印象を受けました。

それで、生活困窮者という線引きみたいなものはありますでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

生活困窮者ということについては、一般的などいうふうに捉えていただければよろしいかと思います。例えば基準と申し上げても、収入が幾らかとか、そういった具体的な線引きはないと。困っていらっしゃる方というふうに受け止めていただければよろしいかと思います。したがって、生活困窮だけに限らず、ほかの相談も実際には受け付けているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。町民の方で困っていると、こういうのに困っている、仕事ですとか生活の面で困っている方に対する相談の窓口的なところなのかなというところだと思います。分かりました。

それで、これ令和元年度からの事業ということでありましたが、これは現場のほうからこういうのを、今答弁いただいたようなことで現場のほうからつくってこないかみたいなお話だったのか、ちょっとそこら辺の経緯のほう説明、分かる範囲で構いませんので、よろしくお願いします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

この事業については、実は県のほうから補助をいただいている事業でございますが、もちろん生活困窮に関する相談というのは今に始まったことではなくて、昔からずっと続いておったわけでありまして、そういう事業があるということによってそれを活用して、それではせっかくそういう事業があるのであれば活用したいということで始まったと聞いております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 私もアンテナが低いのか、ちょっと微妙なのですが、あまりこのことについては周知というか、知れ渡っていないような、そういう印象なのですが、そこら辺も、自分個人的にはお話を聞いて、困ったら電話をするところがありますよということであれば、もう少し周知のほうもしていただいたほうがいいのではないかなというふうな印象を受けたのですが、そこら辺はどうでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この事業につきましては、本当に困っている方についてはいつでも相談窓口として社会福祉協議会のほうで相談に乗りますよということについては以前からやってきたことではございますが、委員おっしゃるようになかなか全町民の方がきちんと認識しているかというご指摘があると、そこは足りない面もあるのかなということを感じております。ただ、その相談窓口があるということについては、我々行政のほうもそうですし、民生委員の方々、区長さん方、そういった方々にも認識をしていただきながら、何か相談を受けたときにはそういった社会福祉協議会の窓口がありますよということを伝えるということもこれからも取り組んでいきたいなというふう考えております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。生活困窮者については以上になります。

続きまして、同じ42ページ、節の19負担金補助及び交付金でございます。こちらの平成30年度の支出済額、19節全体の支出済額4,519万8,877円でございます。令和元年度が5,057万4,190円、約500万円ほど増

えておりまして、何かなということであつと昨年度のやつと見比べまして、ちょっと聞きたいなというところ、19節の福祉タクシー利用助成金、上から6番目です。福祉タクシー利用助成金、こちらが平成30年度が738万780円でありました。令和元年度1,000万円を超えておりまして、1,038万7,850円、要は利用の額が増えております。これは、単純に利用する方、回数含めて頻度が増えたということなのだろうなというふうに思うのですけれども、これの件数みたいな、その金額の中身についてちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

福祉タクシー利用助成金1,038万7,850円であります。こちらは、大きく分けて2つございまして、1つは高齢者の方々に対するタクシー券の助成、それからもう一つが障がい者の方に対する助成と、大きく分けて2つございます。このうち高齢者の方については、令和元年度については、その前に令和元年度の変更点、お知らせを申し上げますと、それまで高齢者の福祉タクシー券についてはお一人当たり24枚、平成30年度までは24枚だったのですが、これが令和元年度から36枚、1.5倍ということで交付をさせていただいております。また、障がい者につきましては、それまで28枚だったものを1.5倍の42枚ということで数を増やさせていただいたということでございます。したがって、平成30年度に比較をすると、この助成金自体も増えているという状況でございます。なお、令和元年度の交付申請をされた方については736人ということでありまして、これが平成30年度は755人でしたので、若干ですが、減っているのですけれども、ほぼ同じぐらいの数の方。使用率についても53.4%ということでございますので、これは高齢者の分だけでございますが、ほぼ前年度と同じ経過ということで押さえてございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 令和元年度から制度の中身が変わって、タクシー券の枚数が、今の答弁ですと、その枚数が増えたことによる予算執行の増という、ほぼそういうことで認識をいたしました。これは、社会構造の世相というか、それを映しているような事業でございますので、手厚くしたという認識をいたしましたので、ぜひ継続してやっていただければというふうに思いました。

続きましては、同じ節19の、ページが変わって43ページまで下がって、地域支え合い体制づくり事業補助金、これが517万6,000円ということになっておりまして、平成30年度はこちら30万円でありました。これ大分増えたなということで見えていたのですが、こちらのほうの説明よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

地域支え合い体制づくり事業補助金517万6,000円あります。これは、大きく分けて2つございます。1つは老人クラブ、各集落ごとに老人クラブの結成があるということを条件に、その集まる拠点となる各集落の公民館の改修に要する経費に最大100万円という助成をする事業が1つございます。それから、もう一つが介護予防ということで、百歳体操等集まって介護予防に取り組む集落に対して、その介護予防に要する備品ということで百歳体操で使う椅子だとか、それからその他DVDだとかの購入に充てるための助成ということで、1集落当たり上限5万円というものと2つございます。

最初のほうの公民館の改修に要する経費の100万円のほうであります、令和元年度につきましては5

件でございます。集落としましては南山、菅野下、西谷地、大井、樽川ということで、合計で493万1,000円ということでございます。それから、後のほうの介護予防の備品についても5件ございました。こちらのほうは宿四、五で1つ、それから西谷地、水上、横三、上戸ということで合計24万5,000円という内訳でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 平成30年度30万円ということは、平成30年度についてはいわゆる公民館、サロン、集まる場所の改修の工事がなかったという認識でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

そのとおりでございます。29年度はあったのですが、30年度がなくて、令和元年度になって5つ出てきたという状況でございます。ちなみに、令和2年度については2つほど今進行中、もしくはあと完成ということで進んでいるところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） これまでもずっと継続をしてこの事業やってきたと思うのですが、大体どのぐらいの実績があったのでしょうか。教えてください。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この事業については、平成23年度から実施をしている事業でありまして、大分10年近くなってまいりました。そもそも県の補助をいただきながら実施をしてきた事業であります。その後町単独でも各集落に行き渡るようにということで取り組んできた事業でございます。令和元年度の時点で110の集落中93の集落が整備済みということであります。未整備は、したがって17の集落になります。整備率としては84.5%という状況でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 今後の予定、令和2年度については2件の公民館の改修が入っているということでもございました。平成23年度からということでありますので、できるだけそういった場所を確保できるようにこれからも活用を促していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

続いて、43ページです。同じく43ページの人材確保啓発事業負担金50万円ということで載っております。こちらのほうの事業説明お願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

人材確保啓発事業負担金50万円でございます。こちらにつきましては、介護保険の事業に絡みまして、「ケアニン」という映画の上映を行った事業の実行委員会への負担金ということでございます。「ケアニン」という映画につきましては、介護職員が不足しているということが昨今言われておりますけれども、介護という仕事の意味や人とのつながり、人としての成長の姿を描いた映画でございますので、これを町民の方にお見せすることによって、介護職の人材確保とか認知症を含む高齢者の実情の周知を図るというふうな目的で上映したものでございます。実行委員会のほうに負担金50万円ということでお渡しをしまし

て、最終的には50万円以内で上映が実施されたものですから、精算ということで雑入のほうに十数万円ほど返していただいているという状況でございます。

委員長（菅原和幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） これも平成30年度には載っていなかった事業でありまして、今年度からなのかなというふうに認識をしておりますが、人材を確保というのは介護に限らず何かやるということについては全部に当てはまることだろうというふうに思っているところでもあります。やはり今後の社会状況を鑑みれば、やはりこの確保はしっかりやっていると、個人負担といいますか、一人一人の負担が割合が大きくなっていくことだろうと思いますので、確保できるようにしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

その下であります。次、シルバー人材センター空き家対策事業費補助金ということで121万5,000円載っておりますが、これは具体的にどういうことなのでしょう。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えいたします。

シルバー人材センター空き家対策事業費補助金121万5,000円は、令和元年度から新たに行った事業でございます。事業そのものはシルバー人材センターのほうに委託しているということで、歳入として補助金が町のほうに入ってきているという事業でございます。シルバー人材センターのほうでは、1級建築施工管理技士の資格を持つ方をコーディネーターということでお願いをして、相談があった空き家の管理についてそのコーディネーターさんから提案をいただいて、シルバー人材センター本体が除草だとか庭木の剪定、樹木の伐採なんかを作業を請け負うというスタイルの事業でやるということで、ちなみに昨年から始めて新規の件数が26件、シルバーさんがそれまで継続してその事業を行ってききましたので、継続が68件、合わせて95件の実績であったというふうに聞いております。

委員長（菅原和幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 答弁の中にこれまでもシルバー人材センターで行ってきたのだという話がありました。これは、要するにより活動しやすくといいますか、状況をしっかり判断する材料を増やすための1級建築士、コーディネーター、情報をより多く得て、それに適した形での作業ができるようにというふうな、そういう認識でよろしいでしょうか、大体。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えいたします。

この事業の趣旨としましては、町内の空き家等が放置をされて管理不全な状態にしないために適正に管理するというので、安全で安心な町づくりの推進のためにということにしております。シルバー人材センター、それから商工会、町が3者で一体となりまして空家の適正管理を実施していくというスキームを取ってございます。まず、シルバー人材センターのほうで町外の在住者でありますとか町民の方、空き家の持ち主の方々に周知をすると、チラシ等で周知をするということで、その相談を、空き家の所有者の方から相談があった場合は、窓口としてコーディネーターの方を中心に相談を受け付けて、場合によっては先ほど申し上げました除草とか樹木の伐採、あるいは日常の管理、こういったことをシルバーさんが請け負うと。さらに、場合によってはシルバーで対応できないような、修繕等が伴うような場合は、これは

商工会さんのほうに紹介してお願いをすると。さらに、町のほうとしては空き家バンクを企画のほうで対応してございますので、こういったところ、それから危険空き家の相談については総務課が担当しておりますので、こういったところとお互いに情報交換をしながら連携をして対応していくということを考えております。年間、やはりコーディネーターの方も含めて、町の空き家の専門員の方も含めて町内の空き家の調査ということで、大分多くの空き家を見回って調査してございますので、その所有者の方とやり取りをしながら、この空き家についてはどれが一番適正な管理かなということを判断をして提案をいただくという状況になってございます。ちなみに、令和2年度に入ってから当然その事業は続けておりますが、相談の件数は昨年度よりも増えているということで伺っております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 空き家の問題は、本当に大きなものでありますので、できるだけ安心、安全にいたしますか、やっぱり倒壊しないような管理というものはしていかなければならない反面、できることというのがなかなか制限されるのが現実でありますし、こういったことを地道にやっていくしかないのかなというふうに思ったところでありました。これも令和元年度からの新しい事業ということでありまして、今後も続けていくということでありますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それで、続いて平成30年度は手をつなぐ育成会補助金ということで予算執行されておりましたが、令和元年度からなくなると、育成会がなくなったということで予算の執行がないという認識をしておりますが、手をつなぐ育成会がなくなってしまったその背景みたいなのはございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

手をつなぐ育成会については、昭和50年代から活動を続けているということで伺っておりましたが、会員である親の、障がいを持つ子供さんの親の会という位置づけでありました。その親の高齢化と、それから会員の減少ということで、なかなかその後継者もなく、会の運営が徐々に大変になってしまったというふうに伺っております。障がいを抱えるお子さんが入所とか通所とかしている施設ごとに家族会的なものもございますので、そういった活動も同様の活動ということで活動が二重になっているという側面もあったというふうに伺っております。そういったことで平成31年3月をもって解散をしたという経過でございました。事務局は、社会福祉協議会のほうで担っていただいておりますが、今のところまたそういった育成会を結成したいというふうな動きはないということでございますけれども、町としてもそういった動きがあれば、ぜひ支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 会員の高齢化と減少、また親の会がその施設ごとに細分化ではないですけれども、そこでもいろいろな会があるからということの説明でありましたけれども、昭和50年代からこういった会があって、なくなってしまった影響といいますか、そういったなくなった結果どうなったのかなというところでの所見はございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

一般質問でも6番議員から少しお話があったところではございますけれども、なかなか親の会という会の中でそれぞれの情報交換でありますとか相談とか、そういったものが一定程度なされていたということだったと思います。そういった場が1つなくなってしまったということは、やはりその相談とか情報交換がどうすればいいかなというところは多少残ってしまったかなということは感じてございます。ただ、先ほど言いましたとおり、全く親同士の交流がないかという、そうでもない状況であるということで、町といたしましても社会福祉協議会と協力をしながら、障がいについての相談とかございましたら窓口等で、健康福祉課の窓口、あるいは健康支援の保健師の窓口というところで、その状況に応じながら対応してまいりたいということで考えております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） どうしていいのかわからないときというのは、そのときそのときやっぱり出てくるのかなというふうに自分自身も思っておりますので、それに対してということではないのでしょうかけれども、そういった窓口等も行政としては持ち合わせながら対応していくしかないのかなというふうにちょっと思ったりもしていましたが、より手厚くできる何かというものがあるようでしたら、そこはしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思ったところです。よろしく願いいたします。

それでは、続いてページが事項別明細書45ページ、項2 児童福祉費の目1 児童福祉総務費の節13委託料でございます。こちら支支出済額が委託料全体で567万4,100円、平成30年度の支支出済額が140万6,900円でございます。こちらの46ページの親子コンサート以降の項目については昨年度載っていないということで、こちらのほうが増えた要因であろうというふうに思っておりますが、その増えた理由といたしますか、こういったことの説明、ちょっとお願いをしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

委託料全体で567万4,100円という中身で、今委員おっしゃったとおり、新たな事業が令和元年度には出てきたということで平成30年度に比較をすると増えているという中身でございます。その中身で増えた部分についてちょっとご説明申し上げますと、まず計画策定業務委託料158万4,000円というのがございます。こちらにつきましては、第2期の遊佐町子ども・子育て支援事業計画策定業務ということで令和元年度に策定をしたということで、その委託料が額として増えてございます。その前の年は、その委託料はあったのですが、調査に伴う委託料と、計画策定の調査委託料ということでこの150万円よりは低い金額であったということでございます。その下の親子コンサートの事業委託料、こちらは遊佐町合併65周年記念ケロポンズ親子コンサート開催ということで、11月23日に合併65周年の冠事業ということで親子コンサートを開催したところでございます。その委託料ということで、出演された方々への委託ということになります。それから、あと大きなところでいきますとシステム改修等委託料237万6,000円というのがございます。こちらにつきましては、ご存じのように令和元年10月から始まりました教育、保育の無償化ということに伴いまして、システムを大幅に改修をする必要があったということで、それに要したシステム改修業務の委託料でございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） ありがとうございます。分かりました。よく福祉課に限らないのですが、システム改修というのが頻繁に出てくるわけでありまして、何か新しいことをすれば、やはりそれに伴うシステムも変えていかなければならないということで、これは致し方ないところかなというふうに思います。分かりました。

それでは続いて、ちょっと戻りまして事項別明細書31ページ、上の30ページ、目8企画費がでございます。こちらの企画の節12役務費でございます。こちらのほう支出が平成30年度が3,596万6,125円、今年度が1,800万円ということで減っております。こちらの減った要因ということでちょっと説明お願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

役務費につきましては、不用額として870万円ほどになってございます。内容としては、ふるさと納税の事業費に係る不用額ということでありまして、令和元年度につきましては、一定前年実績を見ながら12月で増額補正等お願いをしてきたわけですけれども、年度末最終においてふるさと納税に係る通信運搬費、手数料が不用額として大きく残ったというふうなことであります。具体的には通信運搬費では約290万円ほど、手数料につきましては同じくふるさと納税の関係で509万円ほど、合わせて799万円ほどが不用額として残ったということで、不用額全体の91%というふうになってございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） ふるさと納税、分かりました。理解いたしました。不用の額についても後で聞こうかなと思ったのですが、通信運搬費と手数料ということでふるさと納税分不用額が出たという説明でありました。理解いたしましたので。

続いて、これは同じ31ページになりますが、節15工事請負費でございます。こちらの特に町有地外構整備工事費が999万9,000円ということで載っておりますし、平成30年度の金額でいけば支出済額356万2,898円、大分この部分が増えているということでありますので、こちらのほうちょっと説明お願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

備考の欄を見ていただきまして、設備工事費で535万円ほど支出をしてございますけれども、この中身としては、まちづくりセンター関係の工事、改修、こういった費用について145万円ほど、これは例年ベースというふうに言えると思いますけれども、そのほかに水循環、いわゆる岩石採取の係争に関して公害等調整委員会から山形県が要請された内容として、白井水道水源に水道の水量メーターを、湧水の水量メーターを設置して観測してほしいというふうな要請がございまして、それに応えるということで3月補正で急遽いただきました309万1,000円、これについて白井水道水源に水量メーターを設置をして、現在水量の測定をしているというふうなことでございます。これがこの年限りでございますけれども、300万円増加をしているというふうなことでございます。

それから、32ページの一番上でございます町有地外構整備工事費につきましては、五所ノ馬場地内の町有地の造成工事ということで支出をしてございます。ここににつきましては民間活力を、民間の皆さんの事

業を誘致をするというふうなことで民間事業者2社が戸建ての賃貸住宅5棟を整備しておりますけれども、その5棟整備に係る用地のいわゆる造成、それから道路の造成、こういった整備工事費が999万9,000円というふうなことでございまして、これも令和元年度限りの工事費というふうなことで、こういったところが増額の要因となっております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。今年度限りということですので、来年度は載らないということで認識いたしました。

続いて、32ページでございます。節19負担金補助及び交付金の中に、これまたございまして33ページです。佐藤政養伝記発刊事業負担金120万円ということで載っております。こちらの発刊がたしか今年度に発刊ということだったように思いますけれども、こちらのほうの進捗についてちょっと説明お願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

佐藤政養伝記発刊事業につきましては、町の合併65周年記念事業として立ち上げたというふうなことでありまして、この120万円につきましては執筆謝礼、資料収集、あるいは調査旅費といったようなことに支出をしているということでございます。発刊の進捗でございますけれども、今年度に発刊については繰越しをさせていただいたわけでありまして、最終のいわゆる原稿の校正が先日終了しまして、10月中旬の発行を予定をして、今現在印刷作業に入っているというふうにお聞きをしております。予定としては10月14日、佐藤政養祭を毎年実施をしているわけでありまして、その日に発刊をしたいというふうなことで考えてございます。作成の仕様につきましてはB6判で530ページ、かなり厚い本になります。それを1,000部印刷を予定をしているというふうなことでありまして、町民、一般の皆さんには1冊2,500円で販売をしていきたいというふうなことで考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。10月14日ということでございました。楽しみにしたいと思います。

続いて、同じ節19の33ページの下の方、地域おこし協力隊起業等支援事業補助金300万円ということで、こちらちょっと説明お願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊起業等支援事業補助金につきましては、地域おこし協力隊の方が3年目、または退任1年目で町に定着をする意思があることを条件として、町内で起業等する場合に1人当たり上限100万円で助成を、補助をするというふうな内容でございます。令和元年度分につきましては、当時の隊員で和島経輔隊員、それから退任1年目の藤川かん奈さん、それから今年度の春退任しました高橋可奈絵さん、この3人につきまして1人それぞれ100万円ずつ補助金を交付をしたというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 思い出したといえますか、地域おこし協力隊の定着率を上げたいというようなところからのお話だったように記憶をしております。分かりました。理解をいたしました。

それでは続いて、事項別明細書、ページが35ページ、これは項2の徴税費の部分で目2の賦課徴収費ということで、その中の節13委託料、こちらが委託料全体の支出済額が1,805万4,016円ということで平成30年度に比べて、平成30年度が519万円ということであります。大分増えたなということで備考のほう見ますと、やっぱり増えています。これの説明お願いしたいと思いますが。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） この委託料につきましてご説明いたします。まず最初に、固定資産評価業務委託料ということで796万8,400円上がっております。これは、固定資産税をかけるに当たりまして土地の評価替えというのは3年に1回行っているわけですが、この評価替えのための評価業務を毎年、3年間ずっと継続して行っております。それで、ちょうど令和元年度は評価替えの2年目に当たることから、通常の評価替え、評価業務の委託に加えまして、路線価宅地と言われます遊佐町吹浦地区、遊佐町内元町地区と吹浦地区、さらには西遊佐地区の路線価のついている宅地についての鑑定評価と、さらには標準地比準宅地と言われますそれ以外の地域の宅地の鑑定評価、この業務が2年目に追加して入ります。その関係で大体3年間のうち1年目が350万円くらい、400万弱、2年目が大体700万円から800万円のお金がかかると。3年目はまた300万円くらいの評価替えのための評価業務の依頼があるのですけれども、ちょうど2年目に当たりましたので、ここで前の年より400万円ほど増えています。

またそれから、毎年行っております家屋評価システムの保守業務、さらにはデータパンチ委託料ということで、これは納税の収納部分のデータの取り込みのためのパンチ委託と申告に向けた源泉徴収票のデータパンチ、さらには申告書のデータパンチ等の委託料として149万1,651円出ております。

また、システム改修また出てきましたが、c o k a sのほうの収納のシステムを改修しなければならないということで220万453円ほど支出しております。特にこのうち今年度から始めましたコンビニ収納に伴います改修が165万9,400円含まれております。これ遊佐町単独で行いますと本来的には350万円ほどかかるのですが、同じシステムを使っているということで庄内町さん、三川町さんと一緒にやった関係で大分安くシステム改修をしていただいております。

続きまして、令和元年度で出てきました登記データ登録整備委託ということで154万円払っております。これは、土地家屋の登記データですけれども、今までですと法務局から毎月変更のあったものが紙で来ております。遊佐町のほうの職員がそれを見ながら1筆ずつ入力しているという状況にはあったのですが、今後法務局ともオンラインになりましてデータでのやり取りをしましょうということで、ちょうど令和元年度準備ということで今までの登記全部のデータをデータでいただきまして、それをうちのほうの基幹システムに取り込むための業務を委託したものでございます。これだけの大きな金額は、令和元年度だけで済んでおります。

あと、さらには家屋台帳ファイリングシステム導入委託料としまして269万5,000円、これは今現在家屋評価は機械を使ってのシステムで新規の建物について評価をしておりますが、古い家屋につきましては家屋の図面が紙ベースで2万棟に近い数が残っております。これをやはり1回ずつ古い家屋を追加、建築等があった場合、探すのがなかなか大変ということもありまして、これをデータ化しようということでこのシステムを導入するための費用としてこれだけお支払いをしております。昨年システムを導入しまして、今現在データ化を随時進めている最中でございます。

あとそれから、資料作成委託料という名目で載っておりますが、これはやはり遊佐町、土地が約10万筆、それから家屋が約2万棟ございます。その関係の評価のために、土地などは利用形態が変われば当然、税金のための評価ですので、現況課税ということで現地をどういった状況にあるのかということで確認をする必要があります。随時職員が回って歩いていろいろ見ております。また、家屋についてもこの建物がなくなっているとか、そういったものは見ておるのですが、どうしても人数の関係もありまして100%回り切れない部分があるということで、ちょうど昨年、令和元年度はゼンリンさんでちょうど家屋、ゼンリンさんの家並み図が更新された年でありました。それに合わせまして、ゼンリンさんで事細かにいろいろ調査をしている関係で、遊佐町の今の現在の評価と併せてどういう状況になっているかというものを確認していただいた資料を作っていたいただいた金額でございます。

それから、最後になりましたが、帳票印刷業務委託事業ということで、これは令和元年度から始まりました業務ですが、今まで税の納付書等全て庁内で自前で印刷をかけておりましたが、令和元年度よりシステムをメンテナンスしている事業者さんのほうに外注をするということになりまして、印刷業務を全て外注した関係でこの委託料が発生しております。

以上になります。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） コンビニ収納が始まるということでシステムを改修ということであります。先ほども申し上げましたが、何か変わればこういったいろんな業務も変わってくるということでありまして、私も細かくちょっと見ていきたいなと、これからもちょっと細かく見ていきたいなというふうに思った次第であります。

以上で終わります。

委員長（菅原和幸君） これで1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） おはようございます。私からも、それでは質疑をさせていただきます。事項別明細書のほうからちょっとお伺いしたいところがありましたので、よろしく願いいたします。

初めに、地域生活課のほうへとお願いたします。ページ数が73ページになります。款8土木費の中、項2、その中の節14の使用料及び賃借料、除雪機械格納庫賃借料という形で141万1,200円が上がっております。これは、いつからどのくらいの範囲で、またどこをお借りしていたのか、ちょっと内容をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

現在遊佐中学校脇に、町有地のところに除雪機械、新しく建設されてございますけれども、これまでの除雪機械格納庫の建設に至るまでの経過を少しご説明させていただきたいと思っております。以前は除雪機械、町民体育館のピロティーを格納場所、そして除雪機械の発着地ということで利用してはございましたけれども、除雪機械の保有台数の増、増えました。そして、周辺地区の市街化が進んだということで、また早朝稼働、朝早くから稼働するということで周辺集落の皆さんから騒音問題、苦情等が増えてきたところでございました。その時点で適地への移転ということで検討を進めてきたところでございます。新たな格納場所につ

きましては、旭ヶ丘地内の県道沿いに若干民家から離れた場所で格納庫としての使用できそうな倉庫ございましたので、倉庫の地権者の方と協議を行いまして、倉庫借用のご了解をいただいたところでございます。借用したのが、開始したのが平成25年12月開始いたしまして、今年の1月、格納庫完成まで約7年間除雪機械の格納場所、そして除雪機械の発着場所ということで格納庫、倉庫をお借りさせていただいたところでございます。

賃借料の内容でございますけれども、契約金額、年額で168万円ということで年度当初契約をさせていただいておりましたけれども、この1月に格納庫建設が完了したということで貸主との協議させていただきましたしまして、令和2年1月31日までで契約を満了ということにさせていただいたところでございます。また、契約書の書面の中で途中解約の場合は日割り計算しましょうということで確認をさせていただきましたので、それに基づきまして168万円で契約しておりましたけれども、最終決算の段階で141万1,200円という形で決算金額になってございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明を伺いました。私たちも知っているところは体育館のピロティー、下によく除雪機が入っていたのは記憶にございます。新しく除雪ステーションができて、幸い昨年度は雪が少なくて、なかなか出勤の機会が少なかったのかなとは思っておりましたけれども、7年間旭ヶ丘の倉庫をお借りしていたということでありましたので、約1,100万円くらいの経費がかかっていたということで、今後はこの金額はかからないということの認識でよろしいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 新しく格納庫建設になりましたので、この経費は次年度からは、今年度からですか、かからないということになります。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、次のページの74ページであります。目2の道路新設改良費という項目の中の節22補償補填及び賠償金、電柱移転等補償費という形で99万少しほど計上になっておりました。本来であれば、私たちの認識では電柱移動というのは電力さんの所有であって、電柱移動に関してはお金がかからないのではないかなという認識でおったのですけれども、そういった内容のところを少しお聞きしたいと思います。どこの場所のやつか、ちょっとお聞きします。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

電柱移転等補償費99万4,272円でございますけれども、この経費につきましては町道畑西線道路改良工事、現在畑地内で道路改良工事実施してございますけれども、その工事に伴います東北電力柱5本の移転補償費でございます。道路改良工事と道路管理者の都合で電柱等を移転する際につきましては、電柱移転の工事については所有者であります東北電力さんのほうで工事しますが、道路管理者がその工事の一部経費につきましては負担する必要があるということで、その経費が99万4,272円ということでござい

ます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 場所的には畑西線ということは、月光園さんのところでよろしかった、分かりました。

今回負担が出たという経緯に当たっては、例えば電力さんの所有でないところの場所もあったのかということで、電柱1本移転に関しての負担割合というのはどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

道路工事に伴います電柱移転経費につきまして様々なケースございます。それぞれに町と電力さんとの負担割合異なってきます。ケースごとの町の負担割合でございますけれども、4ケースございます。道路敷から道路敷へ移転する場合、町の負担はゼロ%でございます。それから、道路敷から民地へ移転する場合につきましては、町の負担30%になっています。そして、民地から道路敷の移転の場合につきましては50%負担、そして民地から民地の場合、移転は100%町の負担ということになってきます。今回につきましては民地から道路、50%負担の電柱が4本、そして民地から民地、100%負担が1本ということでございまして、町の費用負担合計が99万4,272円ということでございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからご説明がありまして、内容は確認をさせていただいたところがあります。道路敷から道路敷というのが、負担がないということの確認ということで、今回は道路敷から民地、また民地から道路敷、また民地から民地へというところの本数がかかなり多かったというところの内容での説明がありましたけれども、道路拡張によって今後ともまたそういった事案が出てくる場合もあるということの認識でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 電柱移転伴うことにつきましては、道路改良工事、現道を拡幅するという場合がほとんどでございます。また、あわせまして道路新設工事、新たな道路を切るという場合につきましては電柱、またはN T T柱の移転が伴ってくる工事が出てくるというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 分かりました。今後もまた道路拡張に、移転によっては予算が計上になるという形ということですね。分かりました。

もう一つ、78ページに移りますけれども、項5の住宅費、節13の委託料、木造住宅耐震診断委託料10万円という形でありますけれども、この耐震診断委託料の内訳というか、内容説明をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

木造住宅の診断の委託料でございます。こちらにつきましては、一般住宅の耐震診断に係る費用でございます。この事業につきましては、住宅の耐震化を促進するためということで、木造住宅の耐震診断に対し、費用の一部を助成するものでございます。助成金額につきましては、診断費用10万円かかるのですが、そのうち9万円町のほうで助成いたしますので、個人負担は1万円で診断ができるということになります。なお、9万円町のほうで負担いたしますけれども、その2分の1、4万5,000円につきましては国からの交付金いただいております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明を受けまして、実は私ちょっと説明を受けるまでちょっと初耳のような感じがしておりまして、なかなか町民の方々に周知というのが行われていないような形ではないかなと思っております。こちらの事務事業の令和元年度の評価報告書を見させていただきましたところ、やはりその中にも評価としてその周知がなっていないのではないかと評価がございました。これはいつから実施と、どのくらいの地震の程度に対応できるような評価を行う作業であるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） この事業につきましては、平成23年度から実施している事業でございます。これまでの実績といいますか、調査した件数になりますけれども、昨年度まで14件利用実績ございます。なお、対象となる住宅につきましては、建築基準法が平成12年5月31日改正されましたので、それ以前に建築された木造住宅が対象となってきます。

また、耐震診断の震度はどのくらいでしょうかというお尋ねがございました。これにつきましては、震度5強程度を想定しての診断となっております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきまして、23年度よりは実施しているということでありましたが、なかなかやはり周知の仕方、利用の頻度が少ないのかなと思っております。平成12年以前の建物に該当するというお話でしたけれども、この診断という形ではあったのですが、国から町との交付金の割合で個人負担1万円というのは、実施設計屋さんを頼みまして診断をしてもらうという形になると、1万円負担というのは私はかなり安い負担だとは思っていたのですが、やはり自分のうちが12年前に建てたものであって、先日も岩手沖で地震がありましたけれども、酒田地区は震度3、4くらいでしたけれども、少し私のうちも揺れました。今の新しいうちというのは、ぶら下がりの蛍光灯という昔の電気が少なくなっていて、天井に直づけの電気がついております。なかなかその地震の揺れがどのくらいかという震度が分からないような家のつくりになっておりまして、そういった形でありまして自分の家の不安を診断していただくというところはどなたが診断するのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 診断につきましては、基本的に建築士さん実施するわけでございますけれども、

ども、この耐震診断行うことができる診断士につきましては、県の診断士の講習を受けた耐震診断士の方が行うことになります。現在遊佐町、町内には13名の診断士がいらっしゃいますので、その13名の中から申請いただいた方がどの方がいいでしょうかということを選択していただきまして、診断士の方を依頼して調査をすることになります。なお、町で助成できる件数、予算の範囲内で限られてございますけれども、毎年広報でご案内させていただいておりますので、ぜひご利用していただければというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明がありまして、県の講習を受けた建築士の方、しっかりした方が診断をしてくれるというところで大変参考になる診断ではないかなと私は思っておりますので、ぜひ町民の方々にもっと幅広く自分の家がどのくらいの耐震率があって、どのくらいの強度までもつのかという、やはりその認識をしていただければもっと安心と安全につながるのではないかと思っております。

町内での耐震率というのは、先ほど町民課長からもかなりの建物があるというお話を伺いましたけれども、その耐震率というのはどのくらいになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 木造住宅の耐震化率ということでございますけれども、平成28年、若干数年前の数字でございますけれども、平成28年3月末現在でございますけれども、町内の耐震化につきましては54.5%となっております。なお、町の持家住宅リフォーム支援金にて耐震改修工事に係る補助金もございますので、ぜひご活用いただきまして耐震化を図っていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明がありました。54.5%ということであります。約半分の耐震化にはなっているけれども、そのほかの45%はまだなっていないと。先ほど本間委員からもありましたけれども、空き家が結構増えておりまして、その空き家をリノベーションしたりとか、空き家をお借りするという形の移住の方々がいると思うのですけれども、そういったところの空き家の診断というのは行っているのか、ちょっとここだけ伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 空き家について、先ほども申し上げたとおり、ここ数年で、三、四年、四、五年で14件ですか、の件数しか診断を行ってございません。現在お住まいしている方もなかなか診断の実施に至っていないという状況でございます。空き家等につきましては、診断につきましてはまだ実施をしていないという状況でございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） やはり空き家を売る、またお貸しするというところにあっては、やはり入る方の安全性もこれからは考慮しなければならないのかなとは思っておりました。こちらは、企画課でもそうい

った形で空き家対策に取り組んでおりますので、これは要望といたしまして、ぜひそういう空き家に対して、これから利用する空き家に対してもやはりそういった耐震の診断を受けられるような体制づくりをして、入る方にぜひその安心と安全を与えていただいで使っていただくような形でお願いをしたいなと思っております。これは要望であります。地域生活課、終わりたいと思います。

続きまして、教育課お願いしたいと思います。ページ数がかなり飛びますけれども、83ページの款10教育費、目3の教育研究費の中で節8に報償費で心理相談謝金という形で238万2,500円が計上されておりました。この内訳をお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

心理相談謝金というふうに記載されておりますが、分かりやすく申し上げますと臨床心理士の資格を持つ専門家の方々から学校の運営上必要な助言、相談に応じていただくということでございます。具体的に申し上げますと、スクールカウンセラー、これが不登校、それからいじめ、そういった児童生徒の問題に直接子供と面談をしながら悩みの相談を行う。必要に応じて保護者の方とも面談を、相談を行いまして、解決に向けていろいろな助言をいただくということです。

それから、特別支援教育アドバイザー、発達に心配のある児童生徒、特別な支援を必要とするお子さんの主に保護者の方と面談を行って、学校にも指導、助言を行うというようなことで、この2つの役職、それぞれ臨床心理士の方お二方ずつ配置しております、1時間5,000円、延べ445時間、計算しますと222万5,000円が主なものとなっております。この1時間5,000円につきましては、県、それから近隣市町の同じ臨床心理士の先生にお願いした際の謝礼基準と同等になってございますので、少し高いかなという印象はございますけれども、そういう金額が主なもの。

それから、そのほかにペアレントトレーニング、両親、もしくは親御さんの心配事の相談につきましても専門家の方から相談に乗っていただく。それから、スクールカンファレンス、先生方の勉強会等でもおいでいただいでいろいろ相談に乗っていただくという経費でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明がありましたスクールカウンセラー等のアドバイザー料という形のご説明がありましたけれども、やはり今不登校というのはなかなかなくなる、またいじめもなくなるというそんな中で、実は私も中学校のPTAをさせていただいたときに図書館登校、または保健室登校という方々が結構おられまして、その際にもお話をさせていただいたことがあったのですが、子供の気持ちと親の気持ち、大人の気持ちですね。例えば大人の気持ちに子供の気持ちを立て替えた場合、自分だったらどこまで行けるかなという、そういうことを考えたことがありました。例えば学校に行きたくないという心理が働いたときに、自分だったら学校まで行けるのか、もしくは図書館まで行けるのか、保健室まで行けるのかというところを考えたときに、やはりそこまで行く子供たちの気持ちというのは本当にかなりの勇気があったものではないかなと私は察したところでありました。ですから、こういったスクールカウンセラー、子供たち本人もそうですけれども、特にやはり不登校になった場合には両親が本当に夫婦げんかをするくらい悩むような態勢になるときもあるというお話を伺いました。また、そのときのPTAの方々には、ゲーム機を子供の目の前で壊したという方もよくおられました。やはりそれだけ、親御さ

んは社会に出ればそういった内容は社会には出さずに、自分の気持ちの中に閉じ込めておくのが多分親ではないかなと思っております。子供さん以上にもやはり心理的に負担のかかる場所も出てくるのではないかなと思っておりますので、やはりこういったところの予算のかけ方というのは本当にこれから増えてくるのではないかなとは思っておりますので、また小学校統合、そういったところも含めまして、いろいろな面での子供たちの心理の動きが出てくると思いますので、ぜひ教育課のほうには目を広く持って、いろいろな対応をしていただきたいなと思っておりますので、ここは要望という形で終わらせていただきますので、教育長、何かないですか。一言ないですか。分かりました。

それでは続きまして、85ページに移ります。目7通学対策費、節15工事請負費の中の施設改良工事122万7,600円、その内訳と、節18、同じ並びですか、備品購入費、施設用備品購入費13万5,300円ここ併せてちょっと説明をお願いしたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お尋ねの通学対策費につきましては、全てスクールバスの運行に関する経費でございまして、工事費につきましては野沢集落内にバス待合室を再度設置したということで122万7,600円支出してございます。それから、備品の13万5,300円ですが、これはバスの事務室で事務用のノートパソコンを使っておりますが、OSのサポート期間が切れるということで2台更新しておりますので、その分でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長の説明を伺いまして、ああと思いました。野沢地内のバス停留所ということで、できてから私も拝見させていただきまして、プレハブでとても頑丈にできておりまして、冬期間、それから天気の悪いとき、子供たちの利用にとっては、とても思ったより広くてよかったなと思っております。その辺の予算ということで確認をさせていただいたところでもあります。ノートパソコンに関しましてもこれから運用にも必要ではないかと思うところでもありますので、今そういった形で通信費のほうがかからかかるとなってしまうので、そういったところの整備も必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。ここは、確認をさせていただいたところでもあります。

その下の86ページに移りますけれども、項2小学校費、節27公課費ですか、その中に土地改良区費という形で、ちょっと私的には小学校の中では聞き慣れない土地改良区費という形で8万7,866円という形で上がっております。その内訳をお聞きしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

この土地改良区費につきましては、学校田ということで町の田んぼ、町が所有する田んぼが各学校でございまして、その学校田が区画整備を行った際の経費を払い続けておるということでございます。詳細申し上げますと、遊佐小学校の学校田につきましては吉出地内にございまして、月光川右岸1,987平米、およそ2反歩近くでございます。もう一つが藤崎小学校学校田、これは稲川小学校から引継ぎでございまして、月光川左岸278平米、これは稲川のまちづくりセンターの隣のところにございまして、子供たちがその学校田を利用して稲作体験を行っている。ほかの学校につきましては学校田有してはおりませんが、どの学校も稲作体験を行っています。その場合、田んぼをお借りする謝礼として、ほかの学校につきましては

1万円ずつの予算を計上してございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明がありまして、納得したところであります。私は吹浦なので、吹浦小学校に関しましてはやはり先ほど伺ったとおり、地域の方々から田んぼをお借りしてこういった課外活動をやっておりましたので、学校田があるというのなかなか認識的には私的にはなかったもので、少しこの用途を確認したところであります。ただ、これから統廃合に向けまして、5年になりますけれども、そのときの学校田の利用の仕方といましようか、今2つあるということでしたけれども、今後もそういった形でその学校田の利用というのはあるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

学校田の活用については、当然継続していただきたいと考えております。ただ、体験学習そのものにつきましては、学校の総合学習なりのカリキュラムの中で行うことはなかなか近隣難しくなっておりまして、PTA活動の中で開催していただいている例が多くなっていることから、そういう形で継続になるのかなというふうに考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 田んぼというのは使わなければ荒れていくというところがあるという話を伺っておりまして、学校田の遊佐地区と藤崎地区の管理というのはどなたが行っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

当然農業の年間の作業を学校、もしくは町が行っているわけではございませんで、地元の方からお願いしてやっただいていてということでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 地元の方からお願いしているということでありましたので、今後も引き続きそういった管理はお願いできるという形でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 面積もそんなに大きい面積ではございませんので、隣り合ったところの土地等を耕す際に一緒にやっていただくというようなことでお願いできるものというふうに考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 課外活動という形で田んぼをつくるというのは、なかなか私も若い頃に経験をさせていただきましたけれども、面白いものでございます。前はよく、今はコンバインとかではなくて手植えで、長靴を履かないで苗代に入ると指から出てくる土の感触が何とも言えない感触で、あれが好きでよくはだして入っていたような思い出がありました。そういったところでいろんなものを子供たちに経験をさせる、体験をさせる、そういうことは大切でありますので、荒れないような管理方法をぜひお考えいた

だきたいなと思っております。

それでは続きまして、その下の87ページ、項3中学校費、目1学校管理費の節1報酬、中学校部活動指導員報酬139万5,200円、この内訳を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

中学校の部活動指導員と申しますのは、学校の先生が毎日その部活動につきっきりになることによって業務過多になってしまうということを回避するために活動指導員を配置するという事業でございまして、当初予算におきましては5名分、計算書を申し上げますと1時間当たり1,600円、1日2時間、週3日、年40週、1,600円掛ける2掛ける3掛ける40掛ける5名ということで192万円ほど計上してございました。192万円のうちの139万5,200円の支出でございますが、元年度につきましては4名の指導員を委嘱してございます。種目は女子ソフトボール、それから女子のソフトテニス、それから卓球、柔道、この4種類の指導員を委嘱しまして、延べ436日間お願いしてございます。4人で割りますと1人平均109日になるようでございます。その実績に応じた支出となっております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明がありました。この中学校部活動指導員というのは、前々から教育長からも説明いただきまして、いろいろとご配慮いただいたところもあったのですが、実は多分昨年度でしたっけ、もう少し指導員を増やしたいというお話があったかと思うのですが、今年度は少し増やしていくというお話があったのですが、その辺のところいかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 答えいたします。

今年度も5人分の予算を頂戴しております。先ほど申し上げました4種目に加えまして男子のバスケットボールに1名追加しまして、5名体制で今年度はスタートしてございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） やはり中学校の部活動というのは今このコロナ禍の中でなかなか大会や練習の機会も、練習試合などもなかなか見えない中ではありますけれども、ただ勝つとか負けるだけではなくてスポーツをやる楽しみ、いろんなスポーツを経験してこれからの将来につなげていけるような体制づくり、また一つの種目の中でもいろいろな考え方といえましょうか、考え方や組織の使い方、自分個人の動き方、そういったところが多分あると思うのですが、そういったところで外部指導員、1人の人からの指導ではなくて、多数の方々から指導いただくということは、多分子供たちにとっては経験になるということも踏まえまして、ぜひそういったところで指導員の方々の重複をぜひお願いしたいと思っておりますので、そういったところ、ぜひお願いします。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今コロナ禍で活動が制限されたという発言がございましたけれども、そのとおりに大変今年の中学3年生、修学旅行はやっと本当にごく小規模な形で行うことができましたけれども、本当に大変な思いをさせたなと感じております。幸い状況がかなり緩和されてきたという捉え方なのでしょうか、今週の土曜日、19、そして翌日の20日に新入大会は例年の規模で行うということで、私も応援といい

ますか、活動の様子を見に指導主事と一緒に回ろうということで今朝スケジュールの確認をしたところでございますので、やはり徐々に大事にして軌道に乗せていってほしいなど。もちろん勝ちたいという思いで、子供たちは負けたいと思って最初から取り組む子はいないわけですが、私は最終的にフェアプレー精神とスポーツマンシップ、その中で人との関わりとか、相手方も含めて、そういうことでももちろん指導に当たるコーチ、監督等の指導、助言等も含めてですが、ちょうど14歳、15歳の子供たちには大変貴重な活動だと思いますので、ただやっぱり先生方の働き方改革にかなり厳しい状況を与えているということで、国ではもっともっと社会体育のほうに移行しようという機運もありますので、そんなことも加味しながら、子供たちの健全育成に向けて活用していきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今教育長からもこれから活用していきたいというお話もございました。新人大会行われるということで、先ほど、前になりますけれども、先日高校の新人大会が行われまして、ただこちらは無観客という形で、保護者、応援の中には入れないという中で新人大会が行われましたけれども、やはり子供たちにとってはいろいろな人と会う、またいろいろな人と戦う、そして自分のレベルはどのくらいなのかと、そういったところでやっぱり子供たちにとっては、先ほどもしましたが、経験になるのではないかと思っておりますので、ぜひまたいろいろな形で指導員の方が増えるようであれば、やはりそういった形でよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、92ページの項4に移ります。社会教育費です。目4の図書館費、節13委託料、図書館指定管理料3,420万円、その内訳、ほかを調べてみますと体育館などは事項別で予算が上がっておりますけれども、図書館は一括で上がっておりますので、その内訳をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

令和元年度の町立図書館の指定管理料の収支決算のほうを手元に準備させていただいて、中身を申し上げますと、人件費が予算ベースでは1,830万1,000円、決算が1,637万8,268円、それから消耗品が101万4,000円、決算ベースでは231万5,862円、委託料484万7,000円、決算では302万6,265円、諸経費といたしまして予算ベースでは1,003万8,000円、決算では960万7,352円、合計いたしまして3,420万円の予算に対して決算が3,132万7,747円ということでいただいております。体育施設につきましても指定管理を行ってございまして、指定管理料の中身が図書館につきましてもほとんど管理に係る経費を指定管理料に含めてございます。特に図書購入費300万円につきましても、令和元年度から指定管理料に含んで一括して購入の分につきましてもお願いしていると。その点体育施設につきましても、まだ完全に全てを指定管理料に含んでいるわけではございません。これは、図書館が1つしか施設がないということもありますし、体育館の場合は町民体育館のほかにはサンスポとかいろいろ施設もございまして。そういったことで、本来であれば指定管理であれば管理に関するもの全てを一括して指定管理料に含めてお出しするのが本来のやり方なのかかもしれませんが、委託と違って、委託は個別の管理をそれぞれ委託するわけですが、指定管理のように包括的に管理をお任せするというのであれば、図書館は本来の姿になっていると。体育施設につきましても、徐々に少しずつできるものを指定管理費に含んでいくという過程、ちょうどその経過途中でございますので、最終的には同じように指定管理で一括してというふうな考えでおります。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今の課長からご説明がありました。何でお聞きするかといいますと、この管理料、委託料というのは町のお金ではなくて税金なのです。皆さんの税金から出ているお金でありまして、体育館とか例えば遊楽里さんの会社ですと決算書とか出ておりまして、私たちも分かるのですけれども、図書館に關しましては監査概要を見ますと31年に監査が終わってございましたので、ただその決算書などがあるのかなと思ってお聞きしたところであります。

その中でちょっとお聞きしたいのが、人件費1,800万ちょっとほど出ておりますけれども、一般職員の人件費といひましようか、給与といひましようか、その辺のところはどのくらいの給与になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思ひますけれども。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えを申し上げます。

図書館の指定管理における人件費につきましては、実際のところ、幾ら支給されているかという確認はしてありませんが、指定管理料の算定における内訳によりますと、一般の職員、これは常勤でございますが、月額で16万5,000円ということになってございまして、このほかに諸手当、司書の資格を持つ職員であれば司書手当1万円、月額で1万円等が加算されるという形になってございまして。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） ちょっと確認ですけれども、指定管理料で人件費がかかるのは当然なのですが、町職員の一般職といひましようか、そういった方々と給料の比較をしてみた場合、町職員の方々と比較はいかなものでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答え申し上げます。

例えば今年度から会計年度任用職員という制度に移行してございまして、通常の一般事務であれば毎年の昇給もありますので、最高で5号給で、上限、これ以上上がらないという金額が月額で15万2,300円という金額になってございまして、それよりは高い金額で算出されているということでございまして。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきました。会計年度任用職員、5号給、一番高いところで15万2,300円ということでありましたので、1万2,000円ほどの差が、高いということでありまして。私としての意見ですけれども、これは、管理委託料ということで町の業務で運営ができないから委託をするのであれば、職員の給与に關しましてもやはりそれ並みか、もしくは少し安いのが私としての認識としてはあるのではないかなと思ひますけれども、それは使う側の体制もあるのかなと思ひますけれども、そういったところいかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 1万円以上の開きがあるというご指摘でございますけれども、比較として申し上げます会計年度任用職員につきましては非常勤という形になってございまして、1年間の期限付きの採用であるということでございまして。一方、指定管理のほうにつきましては民間の会社のほう

に社員として雇用されている方が入っておりますので、そこら辺単純に比較していいかどうかということもございます。それから、指定管理を審査する際にも、やはり当然この人件費についても査定をさせていただいているわけなのですが、そんなに突出して高い給与ではないという判断の下で指定管理の決定をなされたのかなど。当然指定管理の最終決定につきましては議会の承認をいただいておりますので、一概には比較できないのかなということもございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） いろいろな雇用の場合の条件、また使う側の条件もあるのかなとは私は思っております。その中でもやはり指定管理料といいたし、町で委託を出している事業ではないかなと私は思いますので、やっぱりそういったところの経費削減もこれからは必要ではないかという形で、新しく査定をする場合も、少し町の情勢もありますので、これからだんだん人口も減っていく中ではありますので、そういったところの査定も必要ではないかと思って今回確認をさせていただいたところであります。

それでは変わります。94ページに移らせていただきます。目6の文化財保護費です。節13委託料、仮設舞台製作委託料38万8,800円、これはどこの仮設舞台なのか、お聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 申し上げます。

決算書の表記では仮設舞台製作委託料と表記されておりますが、これは表記間違いでございまして、杉沢比山の現地公演の際の灯笼の設置撤去委託料、杉沢比山の舞い手の連中が8月に3回ほど発表の場をやるという中で、その発表の場を盛り上げるべく灯笼を設置しているという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今のお話を伺いまして確認したところであります。比山、私も何回か見させていただきましたので、あの舞台ということで承諾したところであります。

教育課のほう、以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

続きまして、産業課、移らせていただきます。産業課の中の、ページが戻りますけれども、62ページ、款6農林水産業費、項2林業費、節13の委託料で森林情報管理システム整備委託料33万円でしょうか、この内訳をちょっと伺いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

こちらの委託料でありますけれども、山形県のほうで森林情報管理システム、俗に言う山形県森林クラウドというものでありますけれども、こちらを先行整備しておりますので、こちらの情報を各市町村でも閲覧することが可能であります。そのためには各市町村で森林情報管理システムを導入する必要があります。そちらのほう業者に委託をしまして昨年の12月に導入整備したものでありまして、そちらシステムの設定業務委託料一式という金額になってございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今お話を伺いました。業務システムの委託料ということでしたので、なかなか分かりにくい内容だったので、これは新しい、令和元年に新しく入れたシステムという形でよろしかったのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ご指摘のとおり元年度に導入整備したものでありますので、県のほうでも先行整備しているもので、県のほうでそちらに入力しているデータ等を町のほうでも閲覧できるように整備したものでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） これによって、そのデータを使うことによって何が一番簡単にできるのか、ちょっと伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

簡単にできるかといえば、県との情報共有が一番のメリットということになりますが、町のほうでも森林経営整備計画でありますとか、あとは森林簿、これまで使用しております林地台帳とこちらのシステムに導入をして一括して管理できるということになってございますので、今後森林の整備をする場合の間伐や皆伐作業についても町有林のデータ等を入れながら、管理が一括できていくという形になろうかと思えます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明いただきましたけれども、その流れが一括で素早くなるというお話でしたので、こういったシステムがこれからだんだん増えていくのではないかなと思っております。やはり1回ずつ調べるのもなかなか大変ではないかと思えます。そういった管理ができればいいのかなと私的には思っておりました。

それから、その次のページですけれども、63ページに移ります。項2 林業費、節19負担金補助及び交付金、遊佐町被災ブロック塀木製化支援補助金70万円、この内訳をお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えいたします。

こちらのブロック塀木製化支援補助金でございますが、昨年6月18日発生をいたしました山形県沖地震で被災をしたブロック塀がございます。そちらを木製化に替えた場合、県と町が事業費の2分の1を負担するという制度でありまして、新しく整備された制度でございますが、要件としては県産木材を利用するなど一定の基準を満たしたものが該当するというので、本町のほうでは1件、事業費で140万円の申請がございました。そちらの2分の1相当に当たる70万円、これが県と町2分の1ずつ、35万円ずつを負担をして整備したものです。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 内容の確認ということでしたので、承諾をさせていただいたところであります。

最後になりますけれども、15ページでしょうか。節2 その他財産運用収入、歳入の場合ですか、デマンドタクシー広告掲載料9万円というふうな形であったのですけれども、その内容をちょっと伺いたしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町で運用しておりますデマンドタクシーに事業所の広告ということなラッピングをしておりますので、そちらの広告料ということで頂戴しているものでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 実はあまりデマンドタクシー、走っているところを見るのですけれども、広告まで目を通してみるということがなかなかなくて、どこに広告があるのかと言われれば、少しサイドのほうにラッピングしてあるようには思えたのですけれども、こういった広告ですけれども、できれば、車内の中にもこれはあるでしょうか。伺います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えいたします。

今のところ車内のほうには特段広告的なものは掲載はしてございません。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） デマンドタクシーもかなりの方々にご利用いただいておりますので、せっかくの広告でありますので、やはり町民の皆様方にもっと分かるように、これは提案でありますけれども、車内にも少し広告を載せていただければ、その広告料をお出ししているの方々にも少しでも宣伝になるのかなと思いましたので、そういったところを要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

委員長（菅原和幸君） これで、2番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（菅原和幸君） 直ちに審査に入ります。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 決算事項別明細書、第1ページからお願いしたいと思います。ページ数に応じて順次いきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

歳入、款1町税、項3軽自動車税、収入未済額61万4,700円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

この軽自動車税の未済額につきましては、4月1日現在で所有されている方の軽自動車について町のほうで課税しておりますが、1年分、現年度としてお支払いをいただけなかった分としてこれだけまだ収入されていない分があったということになります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今のご説明でこの金額の数字は分かりました。例えば高齢化社会におきまして、独り暮らしの方がかなり当町でも増えました。その方が例えば、例えばの話で申し訳ないですけれども、

例えば原動機付自転車を持っていた。その方が何らかの事情で施設等に入ってしまう、その原動機付自転車の所有そのものを失念してしまった。こういった場合にも課税になると思いますが、こういった場合の対応の仕方というものについていかがお考えか、よろしくお願ひします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 今現在のお話ですと、お一人、単身の世帯の方が体の不調等により施設に入ったりとかお亡くなりになったとか、そういった場合に残された車両についてどうなるのかということのようですけれども、施設入所などであれば当然持ち主の住所が移動に伴いまして分かりますので、施設のほうに納付書、あくまでも廃車をしない限りは4月1日時点の所有者の方に税をお願いしますということで納付書が送られることとなります。また、亡くなられたというような場合でありますと、今まで遊佐町のほうでほぼなかったようですけれども、大体家族の方がおったりとか、相続人の方がおられたということで納めていただいたり、廃車にされたりという手続を取っていただいているようです。今後そういったことが生じた場合にも、やはり原付自転車、50ccのバイク等であっても、亡くなられた方の相続財産ということになりますので、あくまでも相続人のほうにその車両についての手続、さらに乗っていただくのか、それとも廃車にするのかの手続をしていただくというお願ひをすることになっていくと思います。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 仮定の話なのですが、私が今仮定の話というふうに申しましたけれども、実際にこういう事案が発生するのではないかということをお個人的に思っているわけですが、今まで当町でそのような事案は発生したことがございますか、それとも全く今までございませんでしょうか。いかがですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 私の知り得る限りにおきましては、発生したことはないというふうに認識しております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 町税等に関しては、インターネットオークション等を利用し、現金化する等の努力をなされているというのは承知しております。ただ、現実として収入未済額がこのように現年度61万何万の金額が出ておりますので、もしこのようなことが今後あった際にはよろしくご対応を願いたいという希望述べまして、この項については終わります。

次に、7ページ、款13使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、備考のほうの町税督促手数料31万6,000円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

この町税督促手数料につきましては、各税目の納期限を過ぎまして、20日過ぎますと、督促手数料100円を頂戴して納めてくださいよという、俗に言う赤紙と呼ばれる督促状が届くようになっております。そのための手数料を1件当たり100円頂戴しておりますが、その分の総額でございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 行政報告のほうに督促件数がこの件に関して5,825という数字が出てございます。

これを実数掛ける100にしますと当然足りないわけですが、この差についてはどのようにお考えでございませうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

先ほど督促状を出すタイミングのことで20日を過ぎますとということで申し上げました。督促状が20日になれば出るわけですが、それ以前、18日、19日頃に銀行さん、金融機関等でお納めになった場合、こちらのほうに、町のほうに回ってきますのにやはり3日ないし4日かかります。どうしてもそこでの行き違いが生じるものが相当数あります。そういった場合には督促状のほうにも行き違いの場合にはご容赦くださいということで書き込んでおるわけですが、そういった事例も多々見受けられます。また、督促状でも納めないという方がやはり中にはおられるということでこれだけの差が出てしまっているという部分もあります。

また、軽自動車税につきましては、車検のある車両、小型2輪車以上、さらには軽トラック、軽乗用車等につきましては、未納がありますと一切納税証明が出ませんので、車検が取れないという状況になります。そういったことで徴収率は比較的高いのですけれども、どうしてもそういった車検のない車両につきまして、未納のままになっている部分のものがどうしてもあるということで認識しております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今ご説明をいただきました。軽自動車に関しては、車検の継続をする際の必須条件だというふうに私も理解しております。今ご説明のとおり、それでも納めていただけない方がいらっしゃる。この場合は、関係機関に通報するというような行為はしてははいないわけですか。車検場。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

車検のある車両について、この方が未納ですよというような通報はこちらではしておりません。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そういう要求とかはないものですか。車検場のほうで未納の場合には当然車検は通せないわけです。しかし、何らかの形で不正行為等々あるやもしれないというふうに今ふっと思ったわけです。その際、車検場のほうにこの車については未納ですよというような通報義務とか通報システムとか、そういうものはあるのかないのかお尋ねしております。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 納税につきましては、やはり個人の納めたか納めないかということでもありますし、それを事前に車検場等に情報として流すというようなことはやはりできないものというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 無理な質問をして申し訳ないと思いますが、引き続き徴収率アップに努力をしていただきたいと思ってこの項目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、10ページ、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、備考のほうで行旅死亡人取扱費負担金7万3,913円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

行旅死亡人取扱費負担金 7万3,913円ですが、身元不明の方が本町においてお亡くなりになったといった場合に埋葬の手続を町のほうが行います。それに対する費用を県のほうから負担率100%でいただいたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 大変悲しい出来事であるとは存じますが、7万3,000円という数字は1名分でもろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

1名分です。経費については、歳出のほうに計上されております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） これは、火葬してお骨になって、その後のお骨はどのような処理をなされるのか、よろしかったらご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

身元不明の方が出た場合については、警察のほうから本庁のほうに照会がございまして、どうしても最終的に身元不明であるといったようなことが確定した場合に町のほうがそのご遺体を火葬して、その火葬したお骨については、町のほうで設置をしております平津のお寺さんのほうにある無縁仏のお墓のほうに納めさせていただいて供養するという流れになってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 平津のほうの寺さんというご説明でございしますが、もし、また仮定のお話でございしますが、平津のお寺さんがちょっとご遠慮するというようなことも今後可能性としてありますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 今のところないと存じております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 個人的な話なのですがけれども、私も二十数年前に犬を散歩中に某川の岸辺にやはり仏様が、流れ着いたのかどうかちょっと分かりませんが、不幸な末路をたどった方、その後の新聞報道で身元が分からないという報道がありました。高齢社会において、また横とのつながりもかなり希薄になりつつあるこの世の中でこういう事案が現実には発生しておりますし、今後とも当町で発生しないとも限らないわけでございます。何を申し述べたいかということでありますが、やはり無縁という今お言葉ありましたけれども、無縁という言葉で済まされない、有縁を広げるという活動が町においても必要ではないのかなと、かなり漠然とした話ですけれども、それをお話ししましてこの項については終わりたいと思います。

続きまして、26ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料、備考として公務

災害補償認定事務委託料3万2,530円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

公務災害補償認定事務委託料ということで3万2,570円でございます。これにつきましては、非常勤職員、町の臨時職員でありますけれども、この職員に対する公務災害認定事務委託料ということで、山形県消防補償等組合のほうに支払いをしているものでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 委託をされておまして、実際にこの委託事案が発生をしたというようなことはございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

元年度についてはちょっと確認をしておりますけれども、最近でも会計年度任用職員、臨時職員さんで公務災害でけが等をした事案がございますので、該当をしているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今の公務災害になり得る事案があったというご説明ですけれども、どのような事案かはここではご説明は可能でしょうか、可能ではないでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えすることは可能ですけれども、現在資料を持ってございませんので、もし必要であれば後ほど提出させていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） やはり公務災害という事案、公務ではなくてもけが等々はやはりあってはならない、しかし起きてしまうというようなことだと思います。ぜひ自己啓発、もしくは自己鍛錬をさせていただいて、公務災害、事故発生しないような、幹部諸氏の皆様方には教養を実施していただきたいということを思います。

続きまして、職員ストレスチェック委託料11万7,180円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

職員ストレスチェック委託料ということで11万7,180円です。これにつきましては一般職員、それから嘱託職員のストレスチェックということで、鶴岡の地区医師会のほうに委託をしまして行っている事業でございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） このストレスチェックにつきまして、個々のものであることは当然でございますが、このチェックした内容を把握をされているということでよろしいでございますか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この行ったストレスチェックの内容を少し若干説明をいたしますと、対象者、正職員と、あと嘱託職員

合わせまして163名おります。そのうち154名の方が受けたと、受けたというよりストレスチェックのアンケートを提出いただいたということでございます。メンタルヘルス対策の一環ということで行っているこのストレスチェックにつきましては、平成28年度から実施をしてございます。ストレスチェックを通じて自身がどの程度ストレスを抱えているのか、そういった気づきを促す一次予防対策としての位置づけでございます。また、集団のとそれぞれの課ごとの分析も行っておりまして、それを通じまして職場ごとのストレスの度合いを判定することで、その職場の環境改善へつなげることも目的としているものでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） よりよい仕事ができるように継続して実施していただきたいと思います。

続きまして、その下の職員カウンセラー相談業務委託料1万8,000円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

職員カウンセラー相談業務委託料ということで1万8,000円でございます。これにつきましては、酒田市の山容病院さんと委託契約をしております実施している事業でございます。令和元年度につきましては2件の実績があったということで、1件当たり9,000円の契約をしておりますので、1万8,000円という委託料でございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 1件9,000円で2名分というご説明、分かりました。そうしますと、これが人数が多くなればなるほどこの金額は当然増えるという理解でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

契約の中身といたしましては、2か月に1度開催して1回当たりの相談時間が60分という委託内容でございます。その相談につきましては、山容病院の資格を持った臨床心理士が行うということでございます。相談内容につきましても仕事、職場での悩みのほか、あとプライベートに関する悩み、あと心の不調など幅広く取り扱っておりますので、そういった方で、職員の中でそういったことが気になる点があればこれを受けていただくという位置づけになってございます。先ほど言いましたストレスチェックの中身で、その判定の中でやはり自分のストレスが高い、気になるところがあるということがあれば、ここでカウンセラーを受けてもらうこともできるという内容でございます。先ほども言いましたとおり、元年度については2件の申込みがあったということで、その分の委託料をお支払いしたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） これは、自分で山容病院のほうに出向いてカウンセラーを受けるのでしょうか、それとも山容病院のほうからこちらのほうに何月何日に来て、それでこういう機会を持ちますというようなことなのでしょうか。どちらでございませうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的には山容病院のほうに出向いてもらってカウンセリングを受けるということになります。総務係のほうで2か月に1度の開催に対して申込みを取りまして、その方がカウンセリングを受けるということを出向して実施をしているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私は昭和26年生まれで、このカウンセラーを受けるということが何か負い目になるのではないのかというふうに私個人的に、昭和26年生まれの私は思っているわけですが、このカウンセラーを受けることによって、当然扱いは変わるものではございませんが、受けにくいというような風潮ではございませんが、雰囲気とか、そういったものはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

当然カウンセリングを受けることによって少し職員が負い目を感じるという、そういう気遣いというのは当然あるかと思えます。プライバシーに関しては、細心の注意を払って総務係のほうで対応しておりますので、そこら辺の注意は最善を尽くしているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今のご答弁、大変心強く感じました。引き続き職員のストレス軽減のために努力をしていただきたく、この項目は終わります。

続きまして、29ページの目から行かせてください。目6財産管理費、節13委託料、備考のほうの説明欄、窒素消火設備点検業務委託料24万2,000円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

窒素消火設備点検業務委託料ということで24万2,000円でございます。これにつきましては、防災センターにあります情報統計系の事務室奥にありますサーバー室あります。これの消火設備の点検業務委託料になります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 窒素の消火設備点検ですと消火、火事に対する備えだと思慮しております。これは、今度新庁舎できますが、そこにもやはり同じような施設が設置されるのでしょうか。ご質問いたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

ただいま防災センターのサーバールームにつきましては、当然重要なデータを管理しているということで、通常の火災で燃えてしまってもそのデータの復旧ができないということで特殊な装置であります窒素を使った消火施設を導入しているということでございます。今ご質問ありましたとおり、新庁舎のほうにもサーバールームというのは設置する予定でございます。ただし、新庁舎の、今現在ある防災センターのサーバールームも当然そのまま稼働になるという考え方で、新庁舎のサーバールームについてはあくまでもサブ的な使用ということで考えてございます。もし万が一仮に新庁舎で火災が起きて、そのサーバールームが火災で燃えてしまったということになっても、防災センターのデータがあれば復元ができるという

ことになりますので、新庁舎については窒素の消火設備というのは今のところ考えていないということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 不幸にも火災が発生をしてしまったという仮定の下で、自動的にこれは窒素が噴き出して窒素が充満して、酸素と結合しないで燃えないという理解でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

当然センサーがございまして、そのセンサーが感知するとサーバールームに窒素を放出して、酸素濃度を下げて火が燃えない状態にするという仕組みの消火設備でございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 分かりました。最近非常に洪水等々の水害が他地区で発生しております。このサーバールームは、ちなみに水害等の対策は万全だというふうに理解してよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

防災センターにありますサーバールームというのは2階にございまして、通常といいますか、水害に対しては十分対応できる位置にあるという理解をしてございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ご説明ありがとうございました。

それでは、この項を終わりにして、次に32ページの節から行かせてください。節19負担金補助及び交付金、備考欄のJ Uターン促進協議会負担金328万5,313円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

遊佐町J Uターン促進協議会につきましては、町内の様々な団体を網羅する形で組織をしております。町農業委員会、区長連絡協議会、まちづくり協議会連合会、婦人会、J A庄内みどり、商工会、漁協、土地改良区、こういった関係団体を網羅して促進協議会を組織しております、その事業の日のための負担金というふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今の説明の負担金、具体的な使われ方ということについてはちょっとご説明をいただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

具体的な事業としましては空き家活用事業、これは町で空き家を10年間お借りをして、リフォームをして移住者に貸し出すと、こういうふうな事業をしております。この空き家、実際リフォームすることについてはおととして終了をしております。現在は、このリフォームについては貸出しだけを今やっているというふうなことであります。そのほかには空き家物件の掘り起こしと移住者対応、それから田舎暮らし体験ツアーの実施、移住者交流の支援事業、こういった事業を実施してございます。

あと、首都圏で開催されております各種の移住フェア、こういったものにも積極的に出席をしております。今年度はコロナ感染症の関係で実施をしておりませんが、そういった事業を実施しているというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、この33ページにありますI J Uターン定着激励金及びその2つ下の空き家再生地域おこし事業補助金400万円、これとの関連性はいかがなものなのですか。ご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

I J Uターン定着激励金につきましては、首都圏から町内に転入をして、遊佐町内に転入をして、庄内北部定住自立圏内の事業所に正規社員として雇用された場合にお一人10万円を激励金として交付すると、そういった事業でありまして、令和元年度につきましては女性お二人がこの事業の該当になって交付をしているというふうなことでございます。ここは、直接町がタッチをしておりますので、I J Uターン促進協議会とは直接事業では関連はないというふうなことでございます。

それから、空き家再生地域おこし事業補助金につきましては、I J Uターン促進協議会に支出をしております。これにつきましては、空き家再生地域おこし店舗の改装費用というふうなことで、促進協議会に負担をして促進協議会の中で空き家利活用部会というのが設けられております。その部会の中でその事業を適用する物件を選定をし、あるいはリフォームした地域おこし店舗についてどなたにお貸しをするか、こういったことについても申込みをいただいた後に審査をすると、そういったようなことをしまして実施をしているところでございます。昨年度の空き家再生地域おこし事業の補助金400万円については、今年度オープンしました清水森食堂、吹浦地区ですけれども、そのいわゆる改装費用に促進協議会で支出をしているというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 理解いたしました。激励金につきましては、女性2名というご説明でしたけれども、これは地域おこし協力隊員の方という理解でよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊員ではなくて、いわゆる民間の事業所にお勤めされた方というふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） Uターン、Iターン、Jターン等々、昨年度何人ほど実数でUターンをしているかとかという数は把握はなされておりますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

このI J Uターン定着激励金のいわゆる交付対象となるためには、先ほど申しあげました条件もありますけれども、いわゆる町の移住相談を受けた方というふうになります。移住相談を受けないで町内に転入された方というふうなことまでは把握をしてございませんので、遊佐町に移住相談をされた方というふう

なことになりますけれども、具体的な人数でいきますと、例えば田舎暮らしの体験ツアーをされた方ということで行くと、昨年度はお試し住宅を利用された方ですとか、そういった方になりますので、ちょっとその総数については今把握してございません。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それ以外でも多分当町に来て頑張っている方も中にはいらっしゃるのかなど。その掘り起こしといたしましうか、そういった方々にもやはり手厚い対応をお願いをしたいという思いを込めて、この項は終わりたいと思います。

次に、43ページ、先ほど1番委員も質問されておりましたけれども、再度地域支え合い体制づくり事業補助金517万6,000円につきまして、ちょっと私述べさせていただきたく思います。百歳体操の補助というご説明でございました。椅子等々の5万円、この椅子等の道具の補助、この5万円につきましては単年度というか、1年度だと思うのですけれども、翌年度に同じように申請をした際には同じような補助が可能でございますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この事業につきましては、要綱に基づいて行っている事業でございますが、その中では1回きりということにしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 1回きりというご説明を受けました。ということは、全てのところに申請を受けて補助したら、この細目はなくなるという理解でよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

全て行き渡れば、1回きりですので、なくなるというふうにも考えられますが、例えばの話で、私も例えばを使ってしまひますが、助成によって整備したものがまた古くなって、買換えをしなければならないというような状況になった場合は、行き渡った後に再度補助をするということも考えなければならないのかなというふうに思ひます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） この地域支え合い体制づくり、これはいきいき百歳体操という名目で各地で実施されているわけでございます。それで、以前私この場に来れない方、もしくは来たくても何らかの事情でその時間帯に来れない、こういう方のために町、何かすべきではないかという質問をした記憶がございます。しかし、その際に通いの場は1人では駄目なのだと。つまり複数の方が集まり、集うことによって得られる効果を期待をしているというご説明でした。今当町で65歳で独り暮らし老人は753名いらっしゃるということでございますが、この753名の方が食事をされるときは多分一人だと思います。この一人で食事をすることを孤食というふうに呼んでいるのだそうです。その孤食が体力の衰え、介護が必要になる状態に陥りやすくなるということが記載されております。つまり通いの場では30分程度の、30分から60分程度の軽い体操足すお茶を飲む、手軽、気軽、身軽に行動できる、さらには週1回の軽い体操以外に健康教室、料理教室など無理のない範囲で実施することが望ましいという、厚生労働省の老健局という

ところからそういうことが出されております。孤食ということから考えますと、やはりどうしても一人で食べると自分の好きなものだけの偏り、もしくは栄養的なものの考えを全くしない食事等に陥りやすいのです。やすいというふうになっております。それを考えれば、集いの場で軽い食事を作るという、原材料を町で負担して作ることによって痴呆的な予防にもなるであろうというふうに私は考えますけれども、これについていかがお考えですか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

ただいまのいきいき百歳体操、町のほうでも大分普及をしております、47だったか9だったかちょっと、そのぐらいの数まで増えて現在行ってもらっております。ただ、今年度に入りまして、新型コロナウイルスの関係でなかなか集まれないという集落もありましたが、ここに来て大分再開をしてきたというふうに聞いております。

ただいまの質問ですと、孤食のことが話になっておりました。確かに一人で食事を毎日繰り返すというふうになりますと、当然皆さんでお食事を頂くというよりは、大分場合によっては手を抜いたり、まあいいかというふうになってしまうことは想像に難しくありません。それを防ぐために例えば百歳体操だったり、そういった場で原材料等を負担をしながら進めてみてはどうかというご質問だったというふうに思います。現在のところ、百歳体操の場で食事の提供というところまで行っている団体についてはそんなに多くない、あまり聞いたことがないという状況です。ただ、西遊佐地区のほうで取り組んでおりますまちせんカフェ、こちらについては毎月1度食事の提供もやっているという通いの場でございます。そういったところでカバーしていただくということはあるのかなということで考えております。今のところ百歳体操につきましては、町のほうでは百歳体操の場に、先ほど委員もおっしゃいました、いろいろな講習的なもので役場のほうでは保健師さんを派遣をしたり、あるいは事業所のほうから指導員さんを派遣したりということ、それからただいま話になっております上限5万円の備品の整備の補助、こういったものについては補助させていただいておりますけれども、今のところ食料的な原材料負担というところまでは考えていないというところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今のこれ見ているのは後期高齢者保険決済額と被保険者数の推移というグラフでございますけれども、令和元年度の後期高齢者は2,994人という数値が出ておまして、保険料は当然それなりの保険料で、一般会計からの繰り出しというのも前年度から比べると下がっている。つまりいきいき百歳体操の効果が現れているのではないかという推測をするわけです。我々団塊の世代と言われている人間が今度後期高齢者になるわけですが、この数値は多分ぐっと上がっていくのだと思います。今の2,994という数値ですが、今後これは伸びていくのだというふうに私は思っております。その際に一般会計からの繰り出しができるだけ少なくなるようにするにはやはりそれなりの対策といいたし、健康でいられるのが当の本人もいいし、周りもいいし、町もいいし、三方両得なんていう言葉ありますけれども、福祉の三方両得をするにはやはり一人にしない、753人の独り暮らしの方を一人にしない施策と申しましょうか、これが非常に重要ではないのかということに思いが行き着くわけでございます。これについてご所見はいかがでございますか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

一人にしない施策というお話でございました。その前にお話があった、グラフで被保険者数がちょっと減っているというのが百歳体操の効果があったのではということではありますが、まだそこまで素早い効果が現れたというふうには私どもは考えてはございません。

（「75以上」の声あり）

健康福祉課長（中川三彦君） 後期高齢者の被保険者数については、今町長おっしゃいました75歳以上ということで、まだ減っている段階ですが、委員がおっしゃったようにこれから75歳以上がどんと増えてくるということは想像に難くないという状況であります。

一人にしない施策ということで、町のほうでは介護保険事業の中で地域包括ケアシステムということ念頭にこれから本格的に頑張っていく所存であります。その一つとして西遊佐地区のほうで様々な取組が行われておりますが、今度稲川地区のほうでも来年の春から同じように通いの場ということで考えているということで、広がり期待をしているところであります。また、社会福祉協議会のほうでも一人にしないというふうな意味では、一人で生活をされている高齢者に対しまして話し相手になる方を派遣するというボランティアも考えているというふうなこともありますし、様々なことを組み合わせながら町のほうでも対応してまいりたいと考えております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） いろいろな対策を講じているということが分かりました。それを独り暮らしの方々にやはり周知をしていただきたく思っこの項は終わりたいと思います。

それでは続きまして、79ページ、目から行かせてください。79ページの目3消防施設費、節18備品購入費、小型動力ポンプ購入費371万8,000円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

小型動力ポンプ購入費ということで371万8,000円でございます。これにつきましては、小型動力ポンプを2台購入したものでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほど申しましたけれども、洪水等で排水、洪水が発生したときの緊急避難的に消防ポンプで排水を行うというのは全く目的外だというのは重々承知なのですけれども、緊急時、そのような使い方も検討されたことがあるかないか、これをお伺いをいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

具体的には町としては検討はまだしていないという段階でございます。ただ、委員も今お話ありました、今年の7月の豪雨の災害のときには最上川流域で発生したその水害のときに実際に排水作業に使われたという情報も入っておりますし、あと本来の実際の火災、火事の際にも河川の水を使用して消火に当たるとことは実際にあるわけですので、機能的には可能であるという認識をさせていただきます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 私インターネットで調べましたけれども、用途的には使うことはできるけれども、効果的にはかなりその効果は望めないと記載をされていました。上越市かどちらかのほうで特殊な機械を接続して排水を行ったという記載が1つだけ私発見をしましたけれども、ただし町の姿勢として緊急時には町のものは何でも使ってその対策に当たるのだという気概をやっぱり町の人に示すべきではないかというふうに私個人的に思い、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

委員長（菅原和幸君） これで3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 私は、町道改良工事費から参りたいと思います。74ページに工事請負費4億6,500万余の予算があるわけですが、この予算のあれで今回の新庁舎に絡んでの道路改良があったと思うのですが、これは入っていますか。この中に含まれているかどうか。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

道路改良新設工事4億六千五百数十万円の予算でございます。支出額でございます。こちらにつきましては、新庁舎前の工事費ということでございますけれども、昨年度につきましてはこの支出につきましては入ってございません。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 行政報告書の79ページがあるのですが、この79ページの中にこの一覧が載っていますけれども、この一覧の道路改良の一番下のこれは関係ありませんか。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

確認ですが、79ページが一番下といたしますと、五所ノ馬場の工事のことでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 1、道路改良の枠の2つ目の枠組み。町道鶴田舞鶴線と書いてある。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

こちらのほうは測量業務でございます。こちらにつきましては新庁舎前の道路工事に伴う設計でございます。先ほどのご質問は工事費ということでございますが、工事は入っていませんけれども、工事をする前の測量設計は支出済みでございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 続きまして、行政報告書になりますけれども、57ページに公害苦情処理というのがあります。処理状況です。それで、これは元年度の結果ですから、いずれもゼロということですばらしいというか、よかったという感じなのですが、こういったことが全くゼロというのはある意味町の誇りでもあると思うのですが、この間町政座談会で1件臭いか何かという話が出ていたと思います。ああいった場合は、あれは今年度の話ですから、あれですけれども、あのような例はこれからこの統計には乗ってきますか。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 昨年度は公害苦情ゼロ件ということでご報告させていただきました。今年度、西遊佐地区の町政座談会だと思えますけれども、7号線沿いの処理施設でしょうか、臭いがするというので地区代表者の方から確認をお願いしたいというふうなことでご要望といたしますか、ご連絡いただきましたので、来年度の行政報告書につきましては、苦情でございますので、その辺は1件という形でカウントになってくるかと思えます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 同じページでその下になりますが、河川水質検査になります。行政報告書はうまくなかったのかな、質問。

委員長（菅原和幸君） 予算書と関連づけて質問いただければよろしいのですが、先例の申合せの中で行政報告についてはできるだけ避けていただきたい。関連づけて質問をお願いします。

4番（佐藤光保君） なるべく関連づけるようにいたします。

河川水質検査というのがその下にあるわけですが、ちょっと気になったのは8河川というふうになっているわけですが、洗沢川が載っていないのは、何かその地点の選定の理由、どのようになっているのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 河川の水質検査ということでございます。予算のほう、支出項目にも水質検査等ということで、昨年度98万9,266円ということで水質検査等の支出ということで計上させていただいておりますけれども、この内訳でございますけれども、河川の水質と湧水、湧き水と井戸水ということで検査してございます。河川につきましては9河川の10地点、そして湧水につきましては8地点でございます。そして、井戸につきましては4地点ということでそれぞれポイント定めまして、例年定点定めまして水質検査などをこのような形で毎年検査を実施してございます。河川につきましては9河川ということで、町内、月光川水系含めましてかなりの本数でございますけれども、代表的な河川ということで9河川10地点ということで検査をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 今の説明は、洗沢川はその代表に入らないというふうなことになるのでしょうか。

今のあれに絡めて、河川の選定の基準というのは、そういうふうには8地点なり8河川というふうを選んであるわけですが、その選定の基準はどういうことになっているのでしょうか。洗沢川が外れている理由というのはどういうことなのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

これまで過去、かなり過去年から継続して同じポイントを定めてきてございます。過去年の情報、数値が比較できるような形で定点を定めまして同じ河川実施してきたわけでございますけれども、洗沢につきましてはどのような形で除外になっているか、ちょっと私その辺の経過は存じません。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） それでは、決算調書に戻ります。81ページです。統合の関係です。去年も何回か必要な委員会を開いたと思いますが、その支出の中身はどうなっているのですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

統合の関係では、新校開校準備委員会の経費ということで82ページの教育総務費、事務局費、需用費、食糧費6万1,214円と記載ございますが、この中の一部に開催時のお茶代ということで含まれてございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 83ページの積立金の関係でお伺いしたいのですが、積立金がこのように端数をつけて支出済額というふうに載るのは何か理由があるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） では、私からお答えさせていただきます。

義務教育整備基金費の積立金ということでよろしいでしょうか。ここについては、一定額をその目的を持って積立てをする金額と併せてこれまで積立てしてきていた積立金の利子、これが合わさっておりますので、その端数といいますか、細かい部分がついているのは利子分について計上されているということでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 次は、ちょっと順序が前後してしまいましたが、82ページの就学援助について、この数字をご説明いただきたいのですが、82ページ、20節の扶助費です。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 就学援助ということでございまして、恐らく扶助費の一番上の要保護及準要保護児童生徒就学援助費477万1,952円の起債と思われませんが、この内容につきましては生活保護世帯及びそれに準ずる程度の困窮世帯に対しまして給食費、それから1年生の場合は新入学学用品費、それから6年生や3年生の場合は修学旅行費、また校外活動費として例えば鶴岡のプラネタリウムに校外活動で行くとした場合の入場料、あと学用品費、通学用費、場合によっては医療費、医療費については高校生まで無料となっておりますので、一部保険外等の場合該当するものもあるということで、対象人数につきましては小学校で30人、それから中学校23人となっております。

それから、一番下、被災児童生徒就学援助費、これも就学援助費ということでありまして。福島のほうから被災でこちらの遊佐町内に避難しております世帯の児童生徒に関する就学援助を行いまして、援助費目については先ほど申し上げましたものと同じでございまして、これに加えまして児童会費、生徒会費ですね、それからPTA会費、この分も支給することになってございまして。この被災児童の援助費につきましては、丸々国のほうから補填になる事業でございまして。対象者といたしましては、令和元年度においては小学校6年生2名が対象となっております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） あわせて、2番目の特別支援教育、これの関係の奨励費もお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

遊佐町内、各学校に特別な支援を必要とする児童生徒のための学級、特別支援学級というのがございます。法律では7つほど、肢体不自由とか弱視、難聴、知的障がい、いろいろ項目が7つほどあるのですが、そのうち遊佐町では知的障がいと、それから自閉症、情緒障がい、この2種類の学級がございます。対象児童は小学生が11名、中学生が5名となっております。この対象児童生徒の世帯に対しまして、先ほど要保護、準要保護の就学援助について申しあげました費目において助成をすることになってございますが、特別支援教育の就学奨励事業につきましては要保護、準要保護の費用の2分の1、半分しか支出できないということになってございまして、その金額が61万559円になってございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 終わります。

委員長（菅原和幸君） これで4番、佐藤光保委員の質疑は終了いたします。

5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 最初に、総務課からお伺いいたします。

事項別明細書の28ページです。中段より、真ん中よりちょっと上ですけれども、委託料に電子例規データ作成委託料、それから例規整備業務委託料というのが載っております。これ項目別になってはいますが、2行になってはいますが、いずれも例規というふうに載っております。その下に14節の使用料及び賃借料には電子例規システム使用料というような項目が載っております。これも例規という言葉が載っております。3つ独立されているわけですが、これは内容的にはどのような関係があるのかをまずお尋ねいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

まず初めに、電子例規データ作成委託料ということで174万4,000円であります。これにつきましては、例規執務サポートシステムデータ更新費ということで、株式会社ぎょうせいさんをお願いしている委託料でございます。その下につきましては、例規整備業務委託料ということで121万3,700円あります。これも同じく株式会社ぎょうせいさんをお願いしている部分でありまして、1つは法制ソフト支援業務、これが79万5,700円、あともう一つが行政手続整備更新支援業務委託料ということで41万8,000円ということでございます。あと、使用料及び賃借料の電子例規システム使用料、これは152万9,052円ありますけれども、これは例規執務サポートシステム使用料ということで、これが124万2,600円、これもぎょうせいさんであります。あと、もう一つがコンシェルジュディスク等使用料ということで28万6,452円ということで、これはぎょうせいさんとは別の第一法規という会社を使用料をお支払いしている中身であります。合わせて152万9,052円ということで、いずれも法令、例規の改廃に伴う変更、それから今言ったサポートのシステム使用料等々にお支払いをしているという金額でございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 正直言って、説明を一通り聞いてもなかなか頭に入ってこないような内容ではあるのですが、成果品は何かということも一つあると思うのです。当然成果品があるから支出があっ

たということに普通思うわけですがけれども、私たち議員としてもよく使うのが町のホームページに載っている、左のほうに載っている例規集です。それが一つの成果品だと思うのですがけれども、基本的にそれが成果品の一つであって、それ以外には職員だけが使う、いわゆるシステム上の成果品がある、幾つか成果品があるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） この委託料の中の要するに業務の内容でございますけれども、1つは法令の情報提供、それから例規制定するときの相談、あと例規、実際の事案、案件の提供だとか、あとそういったものの中身の審査等々、我々条例をつくる上でぎょうせいさんのほうに相談をかけて、いろいろなアドバイスをもらいながら、または他市町の情報等を得ながら例規を作成しているということでございます。また、そういった今委員おっしゃられましたとおり、ホームページのほうにもアップしてございますので、それらのシステムの更新、そういったものもしていただいているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 分かりました。内部で使うものについては、我々議員も含め町民、目にすることはないと思いますので、ホームページに載っている例規集についてちょっと考えてみたいのですが、ホームページの例規集ですが、掲載基準はどのようになっているのか。具体的に言うと、恐らくざっと見た感じですが、昭和37年のそれこそ合併のときに関係する例規というのも載っていますので、恐らくそれ以降なのかなというふうに思うのですが、まず条例は載ると思うのです。それ以外、条例以外にも関連するものも載っていますけれども、どのような基準でホームページに載っている例規集に搭載しているのか、ちょっとお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

町の例規集でございますので、今現在町で行っております条例、それから規則、あと要綱、要綱につきましては、これは全て載っているわけではないという認識をさせていただきます。その要綱までアップする基準については、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 要綱については、私も全ての要綱を見ているわけでは当然ありませんけれども、どうも載っているものと載っていないものがあるような気がします。もちろんその例規集には何月何日現在というただし書ありますけれども、それ以前のものであっても、どうやら載っていないものがあるような気がしますので、基本的に要綱というのはたしか役場の前に貼り出されると思います。ですので、公にすることを前提につくられているものだと思いますので、それはぜひ全て、よほどのことなければ要綱も載せていただきたいというふうに思います。

それから、その話の続きなのですが、これ町民の方、あるいは町の外の方も見ることも考えられるので、申し上げるのですが、体系分けというのがされています。ホームページ上の例規集ですが、幾つか体系分けがあるので、例えば我々全員が知っているはずである遊佐町の健全な水循環を保全するための条例というのがあります。その条例がどういうカテゴリーに入っているかという、なぜか保健衛生というところに入っているのです。一方で、山砂採取に関することは開発というところ

ろに入っているのです。なので、その時点で既にこれどうしてこういう分け方をしているのかなというふうに悩むわけなのですけれども、そこら辺って何か意図があって、何か基準があってそうなっているのか、それともたまたま、もちろん分かる範囲で結構なのですけれども、見逃してしまったので、そういうふうに分けて入っているのか、ちょっとお願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

私もそこまで具体的にどういう仕分でその項目に入っているかというところについては承知をしていないところでありますけれども、1つはぎょうせいさんのほうに相談をして、全国的なものも参考にしながら決めている部分もございますでしょうし、または担当する課もございますので、そういった範疇の中で仕分をしているものと認識をさせていただきます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） しつこいようのですけれども、もうちょっとこの話を続けますけれども、体系分けの次に、隣に、ホームページ見ると分かるのですけれども、検索の方法として五十音順で検索できるようにもなっております。今例に出しました遊佐町の健全な水循環を保全するための条例というのを私最初見たときに、先ほど申し上げたとおり、開発というところに入っていなかったものですから、見つけれなくて、五十音順で検索しようと思って、まず「ゆ」というのを入れてみました。遊佐町ですので、ゆ。そうしたところ、出てこないのです。どうも見てみると、遊佐町の条例等は頭に遊佐町というのがついているのが多いものですから、恐らく遊佐町ということが外してあるのです。ですので、遊佐町を外して次の言葉から検索するようになっているようでした。それで、どこいうことが起きるかという、この条例、遊佐町のなので、次「の」なのです。「の」で検索すると出てこないのです。確かにこれもちょっと無理のある話なので、次、「の」の次が何かというと健全ですので、「け」で引いてみる。出てこないのです。ということは、何を言いたいかという、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例は五十音検索で出てこないのです。しつこいのですけれども、カテゴリ別でも保健衛生というところに入っていますので、まず普通出てこない、全部見なければ検索できないという状態になっております。もっとも、なお付け加えますと、ほかの多くの条例は遊佐町何とか何とかってなっていて、遊佐町のって入っているのはほとんどないのです。恐らくこの水循環保全条例だけが「の」が入っているので、迷いが生じてしまったのはあるかもしれませんが、だとしても少なくとも現時点では五十音では出てこないということがありますので、ぜひこれ例規、根幹な事務だと思しますので、しかも外部の人が24時間自由に見られる、むしろ見てもらわなくてはいけない部分ですので、これ検品はしっかりぜひお願いしたいと思うのですけれども、総務課長、所見をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

私もあいうえお順で検索した場合にどういった基準で出てくるのかという細かいところまでは承知してございませんけれども、いずれにしても委員のおっしゃりたいということは、簡単に検索できるような体系にしてほしいという趣旨だということだと思いますので、そのほうぎょうせいさんと相談をしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 次に、企画課に、企画課長にお伺いいたします。30ページです、事項別明細書。真ん中1節報酬の中の水循環保全審議会委員報酬1万2,000円についてお尋ねしたいと思うのですが、それで金額から、1万2,000円という金額ですので、推測するに開催日数は、開催回数は1回、あるいは多くても2回ぐらいかなと思うのですが、その開催回数及びどのような中身がそのときに話し合われたのかを教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

水循環保全審議会につきましては、令和元年度につきましては12月11日、1回の開催でございます。内容につきましては、山形地裁の一審判決の内容、それから山形県の公害等調整委員会の審理の進み具合、概要について報告をし、ご意見をいただいたというふうな中身でございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 参考までにお聞きしたいのですけれども、今年度の今までの回数、分かったら教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えいたします。

今年度についてはまだ開催してございません。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） この件は、私事あるごとに一般質問を含めてしつこくしつこく申し上げてきております。なので、あえてまた今回も聞くわけですけれども、水循環保全審議会の仕事がないというのであれば、開催日数が仮にゼロであっても支障はないのでしょうかけれども、まず申し訳ないです、何回もしつこく言わせてもらいますけれども、条例上も水循環遺産の指定だとか仕事はやるべきことがあるはずですし、今年度の話はちょっと決算から外れますけれども、裁判の進行に合わせて協議してもらおうということも大切なことですので、ぜひこれはやっていただきたいと。何かやるに支障があるのですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

水循環保全審議会の役割としましては、先ほど委員からありました条例第30条に規定をされているところであります。4つほど規定をされておりまして、ここで今具体的には申し上げませんが、今担当としては裁判の関係、それから公害等調整委員会の関係で県と一緒に取り組んでいる内容がございまして、それに今精いっぱい取り組んでいるということでもありますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、仙台高裁での控訴審が今煮詰まっております。和解の協議が進んでいることにつきましては既に報告をしておりますけれども、その和解の協議の状況、それから判決も間もなくというふうなことでありますので、高裁の判決をいただいたら県の公害等調整委員会の審議の状況と合わせて審議会を開くというふうなことで、担当には日程調整について指示をしているというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） 業務が山積みになっているというのは分かります。だけれども、専任職員もいるはずですので、ぜひともこれは進めていただきたいと、重ねてお願い申し上げます。

続きまして、32ページです。19節の負担金補助及び交付金の中の真ん中よりちょっと下ですけれども、地域活動交付金4,987万3,635円というのがあります。これについてお尋ねいたしますけれども、まずお聞きしたいのが、これで各地区のもろもろの運営において必要十分な金額だったというふうに役場として思っているのかどうかをお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをします。

必要十分な金額というふうに言ったときに、例えば各まちづくり協議会の要望に全て応えられているかといえば、そうではないというふうに言えるかというふうには思っておりますけれども、特に事業費の算定に当たっては、地区のそれぞれのまちづくり協議会に要望を踏まえて十分協議をさせていただいているというふうに思っておりますので、そういった意味では事業費につきましては一定ご理解はいただいているというふうな認識であります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） 去年の町民と議会との懇談会において、やはりというか、例年になく厳しい意見をこのことに関して町民の方から受けたような気がしております。去年の段階ですので、また今年は話別ですけれども、あくまでも去年の段階での話です。この決算上の話ですけれども、私がお話を聞いたときの感想としては、確かに今課長がおっしゃったようなことなのだろうけれども、絶対額としてもちょっともしかしたら不足なのではないかというのが正直思ったところです。念のためお聞きしたいのですが、これはこれで交付金が1行載っていますけれども、念のためにお聞きするのですが、ほかのどこかの項目で実質的に同じように使われているお金ってあるものですか。もしあったら教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

いわゆるまちづくり協議会に支出をしているというふうな予算でいきますと、この地域活動交付金しか企画課ではないというふうなことであります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） 了解いたしました。となれば、ここの金額が生命線ということにむしろ逆になってくるわけだと思います。特にいろんな項目がここに入っているのです、しかもその地域によって事情が違いますので、一概には言えないのでしょうけれども、一つは人件費の部分というのはやっぱり大事な要素だと思うのです。やっぱりやっている方というのは、私は専門職だと思うのです。その地域、各地域の事情に精通して細かいことを日々こなしている、そういう人がもし万が一欠けてしまうと相当な痛手ですので、それなりの処遇で働いていただく必要があると思います。ぜひそこら辺は、毎年毎年状況も変わってくると思いますが、特に気をつけてこれからの予算編成に当たっていただきたいと思います。

次に、町民課にお聞きいたします。先ほど中身については別ラインでお答えいただいたことなのですが、35ページの13節委託料のところですか。何を言いたいかといいますと、先ほども話になりましたことなのですが、資料作成委託料という項目が載っております。何を言いたいかという、これ見ても分

からないのではないですかということなのです。確かにこれ備考欄ですから、補助的な記載なのかもしれないのですけれども、やはりせめて、スペースももう一行入りそうですし、そこら辺何とかに関する資料作成委託料というような書き方はできないのかなという、そういう単純な提案なのですから、いかが思うか、所見をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

現在の項目名ですけれども、確かに固定資産の評価に関する項目ということで、これだけではなかなか何をやったのか分かりづらいということで、この辺は今後の契約及び項目の記載について、しっかりと分かるように書いていきたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今の発言のとおり、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、健康福祉課長にお伺ひいたします。52ページです。19節の負担金補助及び交付金の中の北部定住自立圏負担金1万4,700円という金額が載っております。まず、この説明をお願ひいたします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

北部定住自立圏負担金1万4,700円、中身につきましてはがん検診向上対策キャンペーンということで、これはイオン三川のほうで10月5日の日にキャンペーンを開催したということで、その負担金ということで毎年負担している額というふうになっております。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。がん検診のための負担金で、毎年出しているというお話でした。平成26年だと思うのですけれども、酒田市と遊佐町は庄内北部定住自立圏形成協定というのを結んでおります。ちょうど私が議員になるほんの僅か前に議会で可決された案件だと思います。その北部自立圏というのは、医療だけではなくてかなり幅広く、教育も含めて協定が結ばれておるわけですから、今回私が見た限り、その自立圏云々という項目は健康福祉課の今の1行しかなかったように思うのです。それで、ちょっと話があちこち行きますけれども、ほかの課では今現在、北部定住自立圏に関する支出、今の時点といいますか、決算書上です。決算書において、北部定住自立圏に関するお金というのが出ていないのか、ちょっと決算書上だけで分からないので、有無、あるいはあるのであればどういう内容で出されているのかをお伺ひしたいと思います。企画課と総務が私聞けると思うので、それぞれお願ひしたいのですが。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

北部定住自立圏構想につきましては、令和元年度に協定内容の見直しを行いまして、議決をいただいて成立をしたというふうなことでございます。予算としては、各所管のいわゆる事業の中に溶け込んでいるというふうになります。北部定住自立圏という項目で支出しているというのは、私も今見た健康福祉課だけで、あとはそれぞれの所管の個別の事業費の中で必要に応じて支出をしているというふうに思っております。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今企画課の答弁と同じようにその名目での歳入はないと。当然総務課に関連しての歳入歳出ないということでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。もっとも、これは結構大きい話なので、一般質問レベルになってしまうのですが、定住自立圏というのはまず26年に協定結ばれて、令和元年に見直しがあったということだと思うのですが、今後も状況の変化に応じてそれは当然見直しがされていくのだと思うのですが、ちょっと戻って健康福祉課に念のためお聞きしたいのですが、これ何でこの項目だけがわざわざ章立てされて毎年支出されているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 確認ですけれども、ただいまの質問については北部定住自立圏負担金のことと言っていらっしゃるということですね。

すみません、私もそこまでは資料として持ち合わせがございませんので、確認の上、何か企画課長が分かるようでございますので、よろしく申し上げます。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

私の記憶では、いわゆる新規事業として立ち上げたときに、当初その費用を、いわゆる共同で事業実施をするものですから、費用負担もそれぞれ人口割等に依りて負担しようというふうになったのですが、結局当初予算に盛っていなかったものですから、既決の消耗品等に対応したと、最初はそうだったと思いますけれども、それで翌年度からきちんと予算化を図りましょうということで、たしか酒田市さんから言われて、どういう形で予算を取ろうかとなったときに、では定住自立圏がいいのではないかと、その負担金という形でそれぞれが負担をして、酒田市でそれをまとめてお支払いをすると、そういうふうな形にしたというふうに記憶してございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 定住自立圏協定というのは、先ほど申し上げたとおり幅広い項目にわたっております。ただ、私が協定書を見た限りなのですけれども、たしか医療のこと一番特に載っていたような気がするのです。ですので、幅広い分野で協定を結んでいるのだけれども、命に関わる医療というのはやっぱり大事な、一番大事なので、特に載っているのかなというふうにも思っております。今回は、比較的少額の件についてお話をお聞きしたわけですけれども、医療の重要性というのはますます重要になってくると思いますので、今後とも遊佐町の医療もそうだし、あと北部自立圏の中での医療、日本海病院が核になると思いますけれども、そこを間違いなく進めていただきたいというふうに思います。

また、すみません、総務課長に戻ります。これからの話は、どこに載っている何ページの何という話ではないのですけれども、決算資料の出し方というか、お示しの仕方というのですか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、ここ一、二年ですか、例えば補正予算のときには詳細説明がプリントして我々に配られるようになりました。その前は総務課長の説明があったと思うのですけれども、プリントして配られる

ようになってから総務課長の本会議場での説明がなくなったと思います。そうすると、総務課長が楽になったかどうかという話をするのではなくて、我々議員としてもその中身の理解の助けになりますよね、当然。少なくともその項目に、何ぼ何ぼの項目にどういうものが入っているかということは分かるわけです。ですので、ここには何が入っていますかみたいな質問はしなくて、やり取りしなくていいわけです、担当課長と。時間もその分要らないと、中身のある質問につながっていくのだと思います。そうしたときに、決算だけではなくて予算の話もありますけれども、今回決算なので、決算書について言いますけれども、ぜひ、これから議場の電子化という話もあるので、若干関係しますけれども、補正予算における詳細説明程度の資料をあらかじめ示していただくことはできないのかということなのです。それは、もちろん議員のほうからも、議員としてまとめてほしいということも必要なものでしょうけれども、そういうことがそもそもできるのかできないのか。ただ、実際には実例ありますので、補正予算のほうで。そこら辺の所見をお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員の質疑ですが、答弁保留しまして、3時10分まで休憩いたします。

（午後2時49分）

休 憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員の質疑に対する答弁を保留しておりましたので、堀総務課長、答弁願います。

堀総務課長。

総務課長（堀 修君） それでは、お答えいたします。

決算書の明細をつけられないかということで、補正予算の概要書のような形にできないかという趣旨の質問だと思いますけれども、これにつきましてはデータ的にはつくることは可能ではあります。ただ、出す出さないについては、詳しくは承知をしておりませんが、議会等の話合いの中で今の形に決まったという認識をさせていただきます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今出す出さないということに関して言えば出せるのだという話でした。要するに議会のほうのアクションもどうかということですので、議会のほうにボールが投げられたのだというふうに受け取りましたので、これは議会の中でも検討したいと思います。

もう一つ総務課長にお伺いいたします。これも実は29年の9月議会、ですのでひょっとしたらそのときは総務課長、前任の方だったのかもしれませんが。そうですか。ですけども、そのとき私が質問したことなのですが、決算関係の資料を町のホームページに載せられないかと、結構載せている自治体もあるものですから、それについて載せられませんか、ぜひ載せてくださいという提案をしたところ、その当時の総務課長は、議会報にも載っていますけれども、出すことについて特段の支障はないというようなお答え

をなさっています。それから二、三年たつわけですけれども、事態が進展したかという進展していませんよね。ホームページ上には関係する資料は載っていないという中において、現に29年9月ですけれども、総務課長がそのようにお答えをしているので、今現在、総務課長がお答えになったということもありますので、総務課長はどのような所見をお持ちか、お願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この件につきましては、私も支障はないと思います。ただ、一般町民に対してこのままこの決算書をそのままアップするという形が果たしていいのかどうか、そこは少し検討する必要があるのかなというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 決算書に仮に明らかな個人情報が載っていたりとか、そういうことであれば当然問題なのでしょうけれども、その支障がないという趣旨は、そういうことはないということだと思っております。

（何事か声あり）

5番（齋藤 武君） 決算書にですか。教えてください。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は個人情報というか、地域集落排水事業の担当者が1名という配置です。そうしますと、手当が幾らで報酬が幾らで、それが全部1名の会計があるものですから、実は個人情報でいくと完全にオープンにすれば見れるという状況がありますので、それら等の会計等の処理も含めて検討していかないと、一人きりの職員の会計が全部明らかになるということ自体は多少考えていかなければ、これは議会とも相談しなければならないものだと思っています。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） お話は分かりました。確かにおっしゃるとおりのことはあるかと思えます。ただ、もっともそれは工夫の余地がないかという、ある部分でもあるのかなと。ですので、総務課長は支障がないというお話をされたのだと思えます。ですから、いい悪いという分け方ではなくて、どのようにしたらできるのかという見地で検討いただきたいと思えます。恐らく独任制のような部署というのは、ちっちゃな町や村であれば幾らでもあって、だけれども情報を上げている自治体もあるわけですので、そこら辺は何らかの工夫をしているのかと思えます。ですので、そこは研究をしていただきたいと。それから、見る人は見るのです。見ない人は見ないので、これだけの情報が必要かどうかというのは、それは見るほうが判断することだと思えます、そのボリュームに関しては。個人情報はもちろん別ですけれども、ですので、そこら辺はここまではこんなにボリュームは要らないのではないかという判断はこちらですべきではなくて、町民、受けるほうがすべきだというふうに思っております。

最後、町長にお尋ねいたします。事項別明細書の154ページですけれども、考え方をお聞きしたいわけです。154ページの中ほどに、4のところ基金というのが載っております。細かくこの基金についてどうですかということは聞かないのですけれども、何が聞きたいかという、遊佐町において、もっと言うならば時田町政において、基金はどの程度、どのようなボリュームが適正だと考えているのかということ

なのです。考え方はすごく幅があると思うのです。単純な言い方をすると、基金に積みれば確かにいわゆる貯金の部分が増えるわけですが、一方で当座自由に使うお金が減るわけですので、当座のやるべきことは手が回らない可能性もあるという可能性もあります。一方で、特に今年のような、コロナウイルスのような事態に備えて一定の基金は必要だという考えも当然あると思います。念のため類似団体、遊佐町に類似している団体というのは全国にあるわけですので、その比較をしてみました、基金の積立て状況。そうすると、遊佐町が極端に多いと、少ないということはないようなのですけれども、でもそれを別にしまして、相対値ではなくて絶対値として、時田町長として基金のボリューム感、このくらい金があれば我が町は大丈夫というか、一定の安定性はあると。あるいは、もう十分ある、あるいはまだ少ないとか、そのような所見をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 先日東洋経済オンラインで貯金の少ない、多い自治体ランキングがネットで発表になりました。本当に少ないところは、市でいけば福井県福井市が除雪費でみんな財政調整基金使ったので、ほとんどないという大きな市もありますし、県庁所在地がある市もありましたし、ちっちゃい町で東北でいけば、町でいけば女川町、原発マネーがふんだんにあって、我が町の何十倍も持っているような町もあったわけ。そんな状況の中で、私が就任したときは財政調整基金が3億300万円でしたのですけれども、標準財政規模の1割欲しいよね、それ46億円ぐらいだから、45億、6億円だから1割欲しいよね。そして、当初予算の1割欲しいよね、決算の1割欲しいよねという形で今、令和元年度の財調12億4,400万円、4,500万円ほどあるのですけれども、去年は12億6,000万円ぐらいですか、2,000万円減っていないのですけれども、要は基準財政需要額に比してどれだけやっぱり特目基金ではなくて財政調整基金が確保できているかというのが貯金の多い町、少ない町のランキングに表示されていました。ちなみに、庄内では、我が町では、これまだ平成30年度しか出ていないのですけれども、12億6,600万円分の、分母が48億7,400万円ぐらいということで、BバイCでいくと26%という形の今財政状況になっています。山形県では山形市、長井市が非常に財政力が大変だということで、全国で長井市が72位、財調が5.1億円で標準需要額79億円、山形市が財調が34.7億円で財政需要額が516.3億円、いわゆる6.4%、6.7%という中で我が町は26%あるということ自体から見れば、県内でもそんな悪いほうではない、庄内では断トツ遊佐町がいいというデータが出ています。酒田市が10.3%、鶴岡市が11.7%、30年で。庄内町が16.9%ですから、26あるというのは断トツいいのですけれども、基金というのは本当に苦しいときに町民を助けるためにやっぱり基金出動しなければならないという思いでいけば、幾らあってもこれで十分ということは多分ないのだと思います。そして、特に今子育て支援とか、いろんな議会からも要望来るわけでした、例えば山形県の町村で今一番大変なのは全国でワースト13位少ない、13位、川西です。3.6億円に64.2億円ですから、5.6%しか財調がないという形でいくと、あと財政、それからもう一つが経常収支比率だと思っています。経常収支でやっぱりどれだけ余裕があるかということで今87.9、これ昨年と同じ決算を今この議会上に上程していますが、まだ12%ちょっとあるんだなという思いですけれども、庄内ではもう99.9を越す自治体も出てきているということ。特に年度内任用職員、今までは臨時職員という形で7節あったのですけれども、7節がなくなりました、賃金が。報酬という形で出すわけで、ボーナスも出さなければいけないという形の中でいくと、やっぱりかなりの人件費の増が実は令和2年度から始まるということを考えてときに、そんな生易しいもの

でないなという思いをしていますので、今までしっかりと整えてきた基金、そして借金するときは有利な起債をすることによって、何とか次の世代の負担を小さくする努力を続けていかなければならないな、このように思っています。現在の町の基金と標準財政規模、税収の流れを見れば、税収も人口は減っているけれども、確実に増えているという形がやっと実現できているということから見れば、財政運営については、遊佐町だけ見ればそれはいいのかもしれないですけれども、ただ北海道の日本海側の原発の最終処分場、財源的に大変だからそれを誘致しようなんていう、そういう考えは毛頭考えておりません。やっぱりしっかりと財政規模を整えて、そしてやっぱり町が出動するときは出動する、それなりの余裕も町としては持っておきたいなと、このように思っています。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 決算質疑というのは、単にその前の年のあれこれを振り返るだけではなくて、次の年の予算立てに資するという大きな目的があるのだと思います。そういうこともあったので、今お聞きしました。

先ほど申したとおり、町長も思うとおり、絶対的にこれだけの額があればというのは、一応確かに目安がありますけれども、目安はあるけれども、絶対額、これさえあればいいというのはないわけです。私もそう思います。一方で、町長の気に障るかもしれませんが、穴の空いている町道もあちこち見られるわけです。ですので、そこら辺ぜひバランスを取った予算組みを、間もなく本格的に予算組みをするでしょうけれども、来年度の。そこはぜひ考えていただきたいと思います。

私ある町民の方に言われたのですけれども、これ例え話です。遊佐町は、役場庁舎が新しくなりますので、ちょっと比喻は違うかもしれませんが、一定額遊佐町は比較的財調が多いということに関しての例えでしたけれども、家がぼろくて金をいっぱいためてもしょうがないのではないかと言う人もいました、中には。それは、やっぱり現実的に足元の、さっきも言いましたとおり、インフラが補修がそれは追いついていないと思われる状況を指して言っていましたので、ぜひそこら辺は両方に目配りをしながら進めていただきたいというふうに思います。

私以上で終わります。

委員長（菅原和幸君） それでは、答弁漏れということで、堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 先ほどの質問の中で例規システムに要綱を載せる、アップする基準という部分について答弁保留しておりましたので、お答えをさせていただきます。

本町につきましては、基本的なこととして単年度限りの要綱については載せていないと。また、複数年度については原則アップするということにはございますけれども、ただ原課の判断によるということではございますので、いずれにしてもその明確な基準を持っていないという部分がありますので、他市町村の例を参考にさせていただいて、今後基準を定めていきたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） これで5番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日9月18日午前10時まで延会いたします。

（午後3時27分）